

2022年度
自己点検・評価報告書

西南学院大学

目 次

第 1 章	(基準 1) 理念・目的	1
第 2 章	(基準 6) 教員・教員組織	6
第 3 章	(基準 7) 学生支援	13
第 4 章	(基準 8) 教育研究等環境	26
第 5 章	(基準 9) 社会連携・社会貢献	38

第1章 (基準1) 理念・目的

1. 現状説明

点検・評価項目1：大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点①：学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

評価の視点②：大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

＜学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容＞

本学は、創立者C.K. ドージャーの遺訓「Seinan, Be True to Christ (西南よ、キリストに忠実なれ)」を、建学の精神として大切に受け継ぎ、これに基づいて、「真理の探求および優れた人格の形成に励み、地域社会および国際社会に奉仕する創造的な人材を育てること」を使命としている【資料1-1(ウェブ)、資料1-2(ウェブ)】。この建学の精神及び使命に基づいて、大学、大学院及び大学院法務研究科の理念・目的を定め、それらに紐づく形で、各学部・各研究科の目的を適切に定めている。

大学については、「西南学院大学学則(以下、「学則」という。)」第1条において、「キリスト教を教育の基本理念とし、深遠な学術研究とそれに立脚した教育を基盤に、学術文化の向上に寄与するとともに、地域、日本、そして世界に貢献できる教養豊かで深い専門知識と創造性を備えた人材を育成することを目的とする。」と定めており、その上で、各学部・各学科の目的を規定している【資料1-3(ウェブ)】。

大学院については、「西南学院大学大学院学則(以下、「大学院学則」という。)」第2条において、「本学の建学の精神に基づき、学術の理論及び応用を教授研究し、研究者としての深い学識及び卓越した能力を培い、また高度の専門性が求められる職業を担うための高度の専門的知識・能力及び卓越した指導力を育成し、文化の進展に寄与することを目的とする。」と定めており、「目的を達成するため、創造性豊かな優れた研究・開発能力をもつ研究者、確かな教育能力と研究能力を兼ね備えた大学教員、高度な専門的知識・能力をもつ高度専門職業人、地域等の基盤社会を多様に支える高度で知的な素養のある教養人、などの人材を養成するものとする。」と規定している【資料1-4(ウェブ)】。これを踏まえて、各研究科の目的を規定している。

大学院法務研究科については、「西南学院大学大学院法務研究科学則(以下、「法務研究科学則」という。)」第2条において、「本学の建学の精神に基づき、法学分野における学術の理論及び応用を教授研究し、法曹に求められる深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。」と規定している【資料1-5(ウェブ)】。

これらの理念・目的は、高等教育機関及び研究機関としてふさわしい内容であり、キリスト教主義に基づく人格教育を行うという点に、本学の個性、特徴が表れている。

＜大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性＞

本学は、上述の建学の精神及び使命、大学、大学院及び大学院法務研究科の理念・目的に基づき、各学部・各研究科の目的を設定している。

例えば、人間科学部では、「学則」第1条第6項において、「人間科学部は、キリスト教主義による人間教育の理念に基づいて、幅広く高い教養と人間に関する諸分野の学術的成果を習得させることによって、人間の生涯に亘る成長と発達についての深い理解、他者を受容し共感する能力、並びに地域社会、わが国と世界についての主体的思考力と総合的な判断力をもった個人を育成するとともに、とりわけ教育、保育、福祉、心理の各分野において優れた働き手として貢献しうる専門家を養成することを目的とする。」と規定している。さらに、人間科学部心理学科では、「学則」第1条第6項第1号において、「心理学科は、キリスト教主義による人間教育の理念に基づいて教育を行ない、心理学の分野に関する専門的知識と技能の習得を通じて、様々な事態において人の心を科学的に調査および分析できる専門的な知識技術をもつ人材を養成するとともに、人間関係調整能力等を持ち、応用力を備えた人材を育成し、グローバルな視点から社会に貢献しうる人間を育成することを目的とする。」と規定しており、同学部・学科の目的は、建学の精神及び使命並びに大学の理念・目的と整合している。

また、経営学研究科では、「大学院学則」第2条第2項第2号において、「経営学研究科博士課程(前期及び後期)は、グローバルな視野と高度な専門性に裏付けられた独創的な知見と倫理観を備えた研究者や高度専門職業人の育成を目的とする。そのために、経営学・経営情報学・商学・会計学の各学問領域において、経営学研究科の伝統と特色を生かしつつ、現代社会の要請に応えた専門知識を教授することを通して、時代を先導するリーダーとして大学・研究機関及び産業界の発展に寄与する人材を養成する。」と規定しており、同研究科の目的は、建学の精神及び使命並びに大学院の理念・目的と整合している。

以上のとおり、各学部・各研究科の目的は、本学の建学の精神及び使命に基づいたものであり、総じて大学、大学院及び大学院法務研究科の理念・目的と連関している。

点検・評価項目2：大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

<p>評価の視点①：学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示</p> <p>評価の視点②：教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知及び公表</p>
--

<学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示>

本学の理念・目的は、建学の精神及び使命において、明示している。大学については「学則」第1条、大学院については「大学院学則」第2条、大学院法務研究科については「法務研究科学則」第2条において、理念・目的を明確に示しており、これらの規程において、各学部・各研究科の目的を規定している【資料1-3(ウェブ)～1-5(ウェブ)】。

<教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知及び公表>

建学の精神及び使命については、大学ホームページ上で「創立者と建学の精神」として紹介し、

教職員及び学生に周知するとともに、社会に広く公表している【資料 1-2 (ウェブ)】。

大学・大学院・大学院法務研究科の理念・目的及び各学部・各研究科の目的については、「学生便覧」及び「大学院学生便覧」に掲載し、新入生オリエンテーションを通じて、学生への周知を徹底している【資料 1-6、1-7】。社会に対しては、大学及び学部・研究科のホームページや「西南学院大学入学案内 2022」、「西南学院大学大学院入学案内 2022」等を用いて、公表している【資料 1-8 (ウェブ) ～1-11】。

特色ある事例としては、大学の理念・目的を全学生に浸透させるべく、全学部において「キリスト教学」を必修科目として開設しているほか、「チャペルアワー」という独自の取組を実施している【資料 1-12 (ウェブ)】。教職員に対しても、「チャペルアワー」への出席を推奨しており、「事務局聖書に親しむ会」や「職員夏期修養会」、「西南学院教職員クリスマス」等、キリスト教に対する理解を深め、建学の精神及び使命に思いを致す機会を設けている【資料 1-13～1-16】。

点検・評価項目 3：大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

**評価の視点①：将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定
・認証評価の結果等を踏まえた中・長期の計画等の策定**

<将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定>

・認証評価の結果等を踏まえた中・長期の計画等の策定

本学は、建学の精神及び使命を踏まえた「西南学院ビジョン 2016-2025 (以下、「西南学院ビジョン」という。))」を策定しており、「西南学院ビジョン」を実現するために「中長期計画 2016-2025」と、中長期計画を具体化した「単年度事業計画」を策定して、計画の推進に取り組んでいる【資料 1-17 (ウェブ)】。

本学は、2014 年度に、建学の精神及び使命を実現するために、「西南学院ビジョン」を策定した。「西南学院ビジョン」は、人間育成 (キリスト教精神に基づいた隣人愛の実践)、教育研究 (確かな保育・教育力と新たな知と価値の創造)、国際感覚 (異文化を受容し、行動できる国際性の修得)、地域貢献 (進化する福岡とともに歩む学院としての自覚と協働)、経営基盤 (永続的な変革と発展を支える柔軟な組織の構築) の 5 つの視点で構成されている。

上述の「西南学院ビジョン」を具現化するために、本学は、2015 年度に「中長期計画 2016-2025」を策定した。中長期計画の対象期間は、2016 年度から 2025 年度の 10 年間であり、前半 5 年 (2016 年度から 2020 年度) を前期中期計画、後半 5 年 (2021 年度から 2025 年度) を後期中期計画としている。後期中期計画では、「西南学院ビジョン」の 5 つの視点に基づき、重点的に取り組む事項を注力事項として定め、注力事項の達成に向けて、アクションプランを策定している。

中長期計画の実現可能性の担保については、「西南学院ビジョン」、中長期計画、単年度事業計画を連動させ、建学の精神から現場業務までつながる一貫性を確保することで、諸施策を着実に推進できるようにしている。後期中期計画は、「大学第 14 次財政計画 (2021 年度～2025 年度)」と連動しており、財政面との整合性が図られている【資料 1-18】。後期中期計画に掲げている全学的な教育課程の見直しに対応していくために、事務組織の改編も行っている【資料 1-19】。

中長期計画には、2017 年度に受審した第 2 期認証評価の結果も反映されている。例えば、第 2 期

認証評価で指摘を受けた努力課題 No.7 大学院の収容定員充足率の向上という課題に対し、中長期計画においては、大学院教育に関する検討を注力事項として定め、学内進学者の確保に向けた取組等のアクションプランを策定している【資料 1-20】。

中長期計画の各アクションプランの進捗状況は、「中長期計画管理シート」を用いて管理している【資料 1-21】。各実施主体は、単年度の事業計画を策定してアクションプランに取り組み、毎年度点検を行って計画の達成状況を確認するとともに、必要に応じて計画の見直しを行う。計画の達成状況は、常任理事会や理事会への報告を経た後、「事業報告書」としてホームページ上で公開している【資料 1-22 (ウェブ)】。また、各アクションプランに対しては、自己点検・評価の観点からも、検証と見直しを行っている。例えば、2020 年度事業計画では、「順次性のある体系的な教育課程の構築と開講科目のスリム化」というアクションプランにおいて、カリキュラムマップや履修モデルを用いた教育課程の整理を計画していたが、これについては、「大学基準 4. 教育課程・学習成果」に関する取組の一部として、2021 年度に自己点検・評価を実施している【資料 1-23 (ウェブ)】。

「2021 年度自己点検・評価報告書」では、教育課程の見直しにおいてカリキュラムマップを作成することとしているとの報告がなされ、当該報告書に基づいて、西南学院大学内部質保証推進委員会（以下、「内部質保証委員会」という。）から、カリキュラムマップに関する具体的な記述とカリキュラムマップが未作成の場合は改善を求める旨の「助言・指摘」がなされた【資料 1-24 (ウェブ)、1-25】。この「助言・指摘」を受けて、担当部局を中心に今後の対応についての検討を行い、その後、内部質保証委員会に対応・改善状況の報告が行われている【資料 1-26】。このように、各アクションプランについては、単年度事業報告および自己点検・評価の両面から、達成状況の検証と見直しが図られている。

2. 長所・特色

本学の長所・特色は、1949 年の建学以降、建学の精神を守り続け、キリスト教主義に基づく教育研究活動を一貫して行ってきたことである。建学の精神及び使命に基づき、大学、大学院及び大学院法務研究科の理念・目的、各学部・各研究科の目的を具体的に策定しており、学内のあらゆる教育研究活動に、建学の精神が宿っている。学生に対しては、「キリスト教学」や「チャペルアワー」等の独自の取組によって人格形成を図るとともに、教職員に対しても、「職員夏期修養会」等を通じて、大学の理念・目的の浸透を図っている。

また、本学では、建学の精神及び使命に基づいて策定された「西南学院ビジョン」、中長期計画、単年度事業計画を連動させることで、建学の精神から現場業務までつながる一貫性を確保しており、目標を形骸化させることなく、全構成員が大学の理念・目的の実現に向けて注力できるようにしている。

3. 問題点

特になし。

4. 全体のまとめ

本学では、「Seinan, Be True to Christ (西南よ、キリストに忠実なれ)」という建学の精神及び使命に基づき、大学、大学院及び大学院法務研究科の理念・目的を定めており、それらと連関する形で、各学部・各研究科の目的を適切に定めている。これらの理念・目的は、「学則」、「大学院学則」及び「法

科大学院学則」において明示しており、ホームページや学生便覧、入学案内で周知している。また、学生に対しては、「キリスト教学」や「チャペルアワー」等の独自の取組を行い、教職員に対しては、「職員夏期修養会」等を行うことで、理念・目的の浸透に努めている。

理念・目的の実現のための施策としては、建学の精神及び使命を踏まえて、2014年度に「西南学院ビジョン」、2015年度に「中長期計画 2016-2025」をそれぞれ策定し、2016年度から中長期計画の推進に取り組んでいる。中長期計画では、本学の将来を見据えて、5つの視点に基づく注力事項を定め、注力事項の達成に向けたアクションプランを策定している。各アクションプランは、単年度事業計画に落とし込まれ、着実に遂行されている。中長期計画の達成状況については、事業報告時及び自己点検・評価実施時に検証がなされ、必要に応じて見直しも行っている。

以上のことから、本学の理念・目的を実現するための取組は、大学基準に照らして良好な状態にあり、概ね適切であると言える。

第2章 (基準6) 教員・教員組織

1. 現状説明

点検・評価項目1：大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点①：大学として求める教員像の設定

・各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等

評価の視点②：各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

<大学として求める教員像の設定>

・各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等

大学の理念・目的を達成するため、大学全体並びに学部・学科及び研究科・専攻ごとに「求める教員像」を適切に設定しており、その詳細は大学ホームページに掲載のとおりである【資料6-1（ウェブ）】。求める教員像は、学部・学科及び研究科・専攻における育成する人材像及び各種方針を理解し、専門分野での継続した研究実績を持ったうえで、学生へ適切な教授ができる能力を保有するものとし、上述の大学ホームページによって周知・共有を図っている。

<各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示>

大学全体並びに学部・学科及び研究科・専攻ごとに「教員組織の編制方針」を設定しており、その詳細は大学ホームページに掲載のとおりである【資料6-2（ウェブ）】。編制方針は、学部・学科及び研究科・専攻の定める人材像の育成や、学生の関心に対応可能な学問分野と教育水準を維持できるものとし、上述の大学のホームページによって周知・共有を図っている。大学全体として点検し、いずれの学位課程の編制方針においても、分野構成や各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等については、策定されていないことから、今後策定する必要があることを教職員間で確認した。そのうえで、その編制方針が、体系的・効果的な教育や、理念・目的に沿った教育研究等を行なっていくうえで妥当であるか、不断に検証する必要があることも確認した【資料6-3】。

以上のとおり、大学として求める教員像や各学部・各研究科等の教員組織の編制方針については、一部改善を図る必要があるものの、大学の理念・目的に基づき定められており、ホームページにおいて公表している。

点検・評価項目 2：教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

評価の視点①：大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数

評価の視点②：適切な教員組織編制のための措置

- ・教員組織の編制に関する方針と教員組織の整合性
- ・各学位課程の目的に即した教員配置
- ・国際性、男女比
- ・実務家教員の適正な配置（【学専】【院専】）
（研究能力を併せ有する実務家教員の適正な配置【学専】）
- ・特定の範囲の年齢に偏ることのないバランスのとれた年齢構成への配慮
- ・教育上主要と認められる授業科目における専任教員（教授又は准教授）の適正な配置
- ・研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置
- ・教員の授業担当負担への適切な配慮

評価の視点③：教養教育の運営体制

<大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数>

教員数は、大学全体及び各学部・研究科において、各設置基準に照らし、教育研究上必要な数の専任教員数を満たした適切な規模の教員組織を編制しており、その詳細は大学基礎データのとおりである【大学基礎データ表 1】。

<適切な教員組織編制のための措置>

- ・教員組織の編制に関する方針と教員組織の整合性
- ・各学位課程の目的に即した教員配置
- ・国際性、男女比
- ・特定の範囲の年齢に偏ることのないバランスのとれた年齢構成への配慮
- ・教育上主要と認められる授業科目における専任教員（教授又は准教授）の適正な配置

各学位課程において、「教員組織の編制方針」に基づき、当該課程の教育・研究の目的を達成するため、特定の年齢や性別に偏ることなく適切に教員を配置し、さらに、各学位課程特有の目的に応じ、国際性を考慮した教員編制のための措置を講じている【大学基礎データ表 1、大学基礎データ表 4、大学基礎データ表 5】。例えば、学士課程においては、教員の年齢構成は、50～59 歳台が他と比較し多少多いものの、どの世代にも満遍なく教員が配置され、適切に教員組織が編制されている。国際性については、学位課程の特性に応じ、イギリスやフランス等出身の専任教員を配置し、11.9%を外国人教員が占めるとともに、男女比については、23.9%を女性教員が占めており、毎年度の人事計画の立案において、年齢及び国際性並びに男女比を考慮している。さらに、各学位課程の専門分野において、例えば学士課程における導入部門や応用、研究部門といった、教育上主要となる授業科目については専任教員が担当するよう、各教員の専門分野を考慮し、毎年度、開講科目の担当教員の調整を行い、兼任教員が担当する場合も、専任教員が責任をもって関与している【大学基礎データ表 4、資料 1-6】。上述のように、各学位課程の教員組

織は、教育研究上の必要性を踏まえ、教育と研究の成果を上げるうえで十分な教員で構成されている。

・研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置

本学では、研究科教員については、原則として学部所属の教員が担当することとしており、その担当に際しては「西南学院大学大学院担当教員資格審査内規」に基づき、教育・研究業績等を確認し、適切に資格審査を行っている。この結果、大学院設置基準を満たすよう、適正に教員配置がなされるとともに、教育研究上の必要性を踏まえた教員組織が編制されている【資料 6-4】。

・教員の授業担当負担への適切な配慮

教員の担当時間については、「西南学院大学担当時間に関する規程」において定めるとともに、学部・学科及び研究科・専攻における授業科目数や学生数に応じた開講クラス数をふまえ、学部・専攻主任や研究科・専攻主任を中心に調整のうえ、適切に配慮している【資料 6-5】。

<教養教育の運営体制>

学士課程の教養教育について、本学では共通教育として、キリスト教学、人文科学、自然科学、社会科学、スポーツ科学及び外国語の6部門で編成し、各学部・学科及び言語教育センターによって運営している。科目の趣旨や開講クラス数に鑑み、適宜科目提供元の判断により、兼任教員に授業担当を依頼しているが、2020年度に定めた「教育課程編成の基本的考え方」に基づく「責任をもって授業科目を提供するカリキュラム策定のガイドライン」によって、各学部の共通教育への関与の考え方を整理し、2023年度以降の共通教育の運営体制について全学的に認識を統一した【資料 6-6、6-7】。今後、その運営体制の実質化に向けた協議が必要である。さらに、教育課程の見直しによって2023年度より新規に開設することとしているライフデザイン科目及びデータサイエンス科目については、それぞれキャリアセンター及び情報処理センターが責任を持って運営するとともに、スタディスキル科目については、新たにラーニングサポートセンターを開設しその運営にあたることとするとともに、科目担当者として特任教員あるいは助教を任用することとした【資料 6-8、6-9】。

以上のとおり、本学の理念・目的及び教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するために、専門分野の構成や主要科目の担当割り当て等の教育体制を専任教員によって十分に整え、適切に教員組織を編制している。

点検・評価項目3：教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

評価の視点①：教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び
手続の設定と規程の整備

評価の視点②：規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

<教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規

程の整備>

教員の募集、採用、昇任等に関わる基準及び手続は、「西南学院大学教員任用基準」、「西南学院大学教員任用基準細則」、「西南学院大学大学院担当教員資格審査内規」によって定めている【資料 6-4、6-10、6-11】。

<規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施>

各学部・各研究科における教員の募集、採用、昇任等に際しては、上述の規程に加え、各学部・各研究科の特性に応じ、募集、採用、昇任等のための人事委員会を教授会・研究科委員会とは別途に設置すること、その人事委員会には対象分野以外の分野の教員が関わること、被審議者の教育・研究業績等の資料を人事委員会以外も閲覧可能とすることといった事項によって、公正性及び適正性をより担保している【資料 6-12】。

以上のとおり、教員の募集、採用、昇任等については、「西南学院教員任用基準」等に基づき、公正性及び適正性を担保のうえ、適切に実施している。

点検・評価項目 4：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

評価の視点①：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施

評価の視点②：教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

<ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施>

全学 FD 推進委員会及び大学院 FD 委員会において、全学的かつ組織的な FD 活動を推進している【資料 6-13、6-14】。

全学 FD 推進委員会においては、学士課程における授業内容・方法を改善し向上させるための組織的な取組を推進しており、主に、授業評価制度、シラバスに関する全学的取扱、授業参観・公開制度、特色ある学部教育実施経費制度に関し協議するとともに、2021 年度においては、特に授業科目成績評価のあり方について集中的に検討を重ねた。各学部においては、これら全学 FD 推進委員会の活動に加え独自に FD 委員会を開催し、学部固有の課題に対する協議・検討を行った。2021 年度においては、特に、全学的に進められている教育課程の見直しに伴い、教育課程の改善として科目の精査や、成績評価の基準及び方法における観点別評価の導入への協議等が行われたほか、遠隔授業における授業手法についての事例報告等が行われた【資料 6-15】。

大学院 FD 委員会においては、修士・博士課程における授業の内容及び方法を改善し向上させるための組織的な取組を推進しており、特に 2021 年度においては、授業内容からひいては教育課程全体の改善・向上に向け大学院の今後のあり方について集中的に協議を重ねた。主には、定員管理、共通科目の設置及びシラバス作成、博士後期課程コースワーク科目の設置及びシラバス作成、3つのポリシーの改正、アセスメント・ポリシーの策定、シラバスチェック等に取り組み、大学院委員会及び各研究科・専攻委員会並びに各研究科・専攻 FD 委員会と連携し、早急に解決すべきと判断した課題への対応を完了させた【資料 6-16】。

上述の FD 活動に加え、教育・研究推進機構による大学改革フォーラムや宗教部によるファカル

ティ・リトリートについても、時事の情勢に応じた主題を取り扱い、全学的かつ組織的な FD 活動として毎年度実施している【資料 6-17、6-18】。

<教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用>

教員の教育活動に関する評価としては、毎年度前後期に実施している、学生による「学修に関するアンケート」が挙げられる。「学修に関するアンケート」は、学生・教員双方が学修や授業について振り返り、その実態を把握することで授業科目の内容及び方法等の改善に役立てるとともに、その結果を組織的に活用することで FD 活動を促進し、ひいては本学の教育の質の向上を図り、また、その質を保証することを目的としている【資料 6-19、6-20】。各授業科目担当教員は、このアンケート結果により、授業内容及び方法の改善・向上に努めている。

研究活動や社会活動については、全学的に、「学術研究所報」により、各教員の実績を把握し、公表している【資料 6-21】。「学術研究所報」には、本学で行われた学会・研究会・学術講演会・研究会、外部資金による研究助成実施概要、学内論集で発表された論文その他、学外で発表された著書・論文その他、社会における活動、学会における研究発表、学位授与及び研究賞受賞実績が掲載され、幅広く多角的に、本学教員の研究活動及び社会活動を公表している。また、学部ごとに論集を発行しており、各教員の研究活動を把握することができる。加えて、教員の業績評価については、「西南学院大学研究等に対する表彰規程」により、外部機関等より表彰を受賞した場合に、本学においてもその功績を称える制度を設けており、2021 年度は 2 名の教員を表彰した【資料 6-22、6-23】。さらに、パートナーシッププログラムや福岡未来創造プラットフォーム、地域・自治体・企業や大学・小学校・中学校・高等学校との連携、公開講座を通じ、本学教員の研究活動及び社会活動を公表している【資料 6-24 (ウェブ)、6-25 (ウェブ)】。

以上のとおり、ファカルティ・ディベロップメント (FD) 活動を組織的かつ多面的に実施することで、教員の各種活動の活性化や資質向上につなげている。

点検・評価項目 5：教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点①：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点②：点検・評価結果に基づく改善・向上

<適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価>

本学では、「西南学院大学自己点検・評価規程」及び「西南学院大学自己点検・評価規程細則」に基づき、全学点検評価委員会のもと、教学マネジメント委員会が教員・教員組織の適切性の検証を行っている。

各学部・各研究科・各部局は、「西南学院大学自己点検・評価実施要領」に基づき、自己点検・評価シートに記載されている「大学基準 6. 教員・教員組織」の点検・評価項目に沿って、個別に自己点検・評価を行っている。教学マネジメント委員会は、各部局の自己点検・評価の内容を検証のうえ、自己点検・評価報告書を作成し、全学点検評価委員会は、全学的観点から報告書の内容の検証を行い、内部質保証委員会は当該検証結果に基づき、全学点検評価委員会に対し改善方針等の提

言を行っている。提言を受けた全学点検評価委員会は、教学マネジメント委員会に助言・指摘、改善指示を行い、教学マネジメント委員会は、各部局等を支援しながら改善・向上に取り組んでいる。改善・向上の結果は、教学マネジメント委員会及び全学点検評価委員会を経て、内部質保証推進委員会に報告され、管理されている。

ただし、人事計画については、各学部教授会もしくは各研究科委員会、部長会議及び常任理事会にて順次、承認されるが、全学的な視点や内部質保証の観点からの点検・評価は行っておらず、今後全学内部質保証推進組織が関与する必要がある。

<点検・評価結果に基づく改善・向上>

上述のとおり、人事計画の立案や教員の採用・昇任等を通じ、各学部教授会及び各学科・専攻協議会並びに各研究科・専攻委員会を中心に、自律的に改善・向上を図っている。例えば、修士・博士課程において、大学院の担当教員資格審査基準を全研究科で見直しを行い、その妥当性を検証した。その結果、審査手続きの合理化及び基準の見直しによって担当教員が増え、適切かつ十分な教員が配置される結果が予測できた。今後、より多くの教員が大学院担当資格を持つことで多様な授業を展開し、大学院の教育プログラムをより魅力のあるものにする可能性がある。

2. 長所・特色

ファカルティ・ディベロップメント (FD) 活動において、全学 FD 推進委員会及び大学院 FD 委員会を通じ、各学部教授会及び各学科・専攻協議会並びに各研究科・専攻委員会と連携し、全学的かつ組織的に取り組むことができている。特に 2021 年度は、学士課程においては授業科目成績評価のあり方、修士・博士課程においては大学院の今後のあり方について、一体的に取り組むことができた。

3. 問題点

「教員組織の編制方針」について、各学部・学科及び各研究科・専攻において、求める教員像と併せて定めているが、分野構成や各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等について検討し、策定する必要がある。そのうえで、その編制方針が適切であるか点検・評価を行うとともに、点検・評価にあたっては、全学内部質保証推進組織が適切に関与する体制の構築が必要となる。

教養教育の運営体制については、2020 年度に定めた「教育課程編成の基本的考え方」に基づく「責任をもって授業科目を提供するカリキュラム策定のガイドライン」によって、各学部の共通教育への関与の考え方を実質化するための継続的な協議が必要である。

4. 全体のまとめ

大学の理念・目的に基づき、大学として「求める教員像」や「教員組織の編制方針」を定めている。教員組織は、各設置基準を満たし、これらに基づき適切に編制されている。今後、「求める教員像」、「教員組織の編制方針」いずれも、教員組織の適切性の向上につながるよう、さらに十分な内容となるよう見直しを進める。

また、教員の募集、採用、昇任等にあたっては、各規程に基づき、公正性、適正性を担保し実施されている。

FD 活動にあたっては、全学 FD 推進委員会及び大学院 FD 委員会の精力的な活動を通じ、各学部・各研究科において組織的に実施されている。

教員組織については、各学部・学科及び各研究科・専攻において自律的に点検・評価が実施されており、今後さらにその適切性を担保するため、全学内部質保証推進組織が関与し、質の保証に努める必要がある。

以上のことから、一部に関して継続的な検討が求められるものの、教員・教員組織については、大学基準に照らして良好な状態にあり、概ね適切であると言える。

第3章 （基準7）学生支援

1. 現状説明

点検・評価項目1：学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点①：大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示

<大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示>

「学生支援の方針」は、学生自身が、建学の精神に基づいて主体的に、また目標を持って学生生活、修学及び進路選択ができるように、学生の多様な活動を通じた成長を促すことを目的として、またそれらを実現するための環境を整備することが必要であるとの考えにより定めており、その詳細は大学ホームページに記載のとおりである【資料7-1（ウェブ）、7-2】。

「学生支援の方針」は、修学支援、生活支援、障がいのある学生に関する支援、進路支援の4項目に区分しており、必要となる取組の種類や内容等を明確にしたものになっている【資料7-1（ウェブ）】。

また、「学生支援の方針」は、大学ホームページに掲載し、学内外に広く公開している【資料7-1（ウェブ）】。

以上のとおり、本学の学生支援については、建学の精神を踏まえて、「学生支援の方針」を明確に定め、大学ホームページで適切に公表している。

点検・評価項目2：学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

評価の視点①：学生支援体制の適切な整備

評価の視点②：学生の修学に関する適切な支援の実施

- ・学生の能力に応じた補習教育、補充教育
- ・正課外教育
- ・自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談対応、その他学習支援
- ・オンライン教育を行う場合における学生の通信環境への配慮（通信環境確保のための支援、授業動画の再視聴機会の確保など）
- ・留学生等の多様な学生に対する修学支援
- ・障がいのある学生に対する修学支援
- ・成績不振の学生の状況把握と指導
- ・留年者及び休学者の状況把握と対応
- ・退学希望者の状況把握と対応
- ・奨学金その他の経済的支援の整備
- ・授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供

学生の生活に関する適切な支援の実施

- ・学生の相談に応じる体制の整備
- ・ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備
- ・学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮
- ・人間関係構築につながる措置の実施（学生の交流機会の確保等）

学生の進路に関する適切な支援の実施

- ・キャリア教育の実施
- ・学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備
- ・進路選択に関わる支援やガイダンスの実施
- ・博士課程における、学識を教授するために必要な能力を培うための機会の設定又は当該機会に関する情報提供

評価の視点③：学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施

評価の視点④：その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

<学生支援体制の適切な整備>

学生支援を行うための体制について、「学生支援の方針」に沿って、修学支援、生活支援、障がいのある学生に関する支援、進路支援に係る体制を整備しており、教員組織及び関連部署が「学生支援の方針」や課題を共有し、教職協働で、方針に沿った適切な支援を行っている。

修学支援は、教務部長、学科主任等、課程主任及び言語教育センター主任を構成員とした教務部会議の下で行っている【資料1-3（ウェブ）、7-3】。生活支援は、学生部長及び学生主任を構成員とした学生部会議の下で行っている【資料1-3（ウェブ）、7-3】。また、障がいのある学生に関する支援は、学生部長を委員長として、保健管理に関する基本的な事項を審議するための保健管理委員会

及び学生相談室の円滑な運営を図るための学生相談室運営委員会を設置し、各運営委員会の下で行っている【資料 7-4、7-5】。進路支援は、キャリアセンター長、各学部長(大学院学務部長を含む)、各学部の専任教員のうちからそれぞれ 1 名以上、センター長の推薦に基づき学部教授会の承認を得た者、学生支援部事務部長、就職課長を構成員とした西南学院大学キャリアセンター委員会の下で行っている【資料 7-6】。

学生支援業務に関する部署として、修学支援を担う教育支援部には、教務課、言語教育センター事務室を設置している【資料 7-7】。また、生活支援及び障がいのある学生に関する支援、進路支援を担う学生支援部には、学生課及び就職課を設置している【資料 7-7】。各部署は、随時、情報を共有しながら、連携及び協力して学生支援を行っている。

また、2020 年度に、「学生自身が、建学の精神に基づいて主体的に、また目標をもって学生生活、修学及び進路選択ができるように、学生の多様な活動を通じた成長を促すこと」を目的として、教学マネジメント委員会の下部組織として、学生支援見直し検討委員会を設置し、学生支援に係る体制及び取組の整備状況の確認及び改善等について協議を行っている【資料 7-2、7-8～7-12】。

<学生の修学に関する適切な支援の実施>

・学生の能力に応じた補習教育、補充教育

本学では、補習教育、補充教育として、入学前教育、初年次教育、図書館での文献検索、資料収集及びレポートの添削指導等を実施し、学生の能力向上を図っている。

入学前教育においては、学校推薦型選抜や総合型選抜の入学試験で合格した者に対し、入学前学習講座の受講、TOEIC 等の語学力検定テストの受験、課題図書に対するレポートの作成等を課すとともに、希望者に対しては大学講義の聴講を促し、入学後の円滑な高等教育への接続を実現している【資料 7-13】。また、入学前教育の課題においては、入学後に使用する学修管理システム「Moodle」の使用を許可するとともに、費用のかかる教材や試験に対する大学からの補助の仕組みを整えている【資料 7-13】。

初年次教育においては、全ての学部において、1 年次の演習科目を配置しており、各学部・学科がカリキュラムに沿って、少人数かつ個別の指導を通して、大学での学びの基礎となる教育を実施している【資料 1-6】。また、新入生の共通の基本スキル及び学生の学修意識を向上させるために、副教材として e-Learning コンテンツを導入し、学内外から自由に自己学修できる環境を整備している【資料 1-6、7-14】。

図書館での文献検索、資料収集及びレポートの添削指導においては、図書館に「ラーニングサポートエリア」を設け、TA 及び SA による論文やレポートの書き方、資料の探し方、情報検索の仕方、発表やプレゼンテーションの準備・練習等、「読む」「書く」「話す」「探す」力を伸ばすためのサポートを行っている【資料 7-15 (ウェブ)】。

また、教学マネジメント委員会においては、大学での学修および社会に必要な基本的知識やスキル、態度を育成する全学的な教育の実施のため、2023 年度よりスタディスキル科目を導入するとともに、ラーニングサポートセンターを設置することとし、準備を進めている【資料 6-9、7-16】。これにより、全学的なスタディスキル教育の実施および同教育を含む学生の自律的な学修姿勢や態度を育成するための学修支援が拡充されることとなる。さらに、教学マネジメント委員会の下部組織として、2020 年度に設置された学生支援見直し検討委員会において、TA 及び SA の

育成及び活用を検討課題として設定し、協議を進めている【資料 7-2、7-8～7-12】。

大学院においては、2019 年度より、「大学院チューター制度」を導入し、留学生への支援として、日本語を母語とする大学院生による修士論文の添削等を行っている【資料 7-17】。

・正課外教育

本学では、建学の精神に基づく人格教育の観点で正課外教育を実施している【資料 1-17 (ウェブ)】。

建学の精神を具体化する場として、「チャペルアワー」を実施している【資料 7-18 (ウェブ)】。「チャペルアワー」は、キリスト教の礼拝形式で行われ、学内外から招かれた講師が、週ごとに設けられたテーマに沿って講話している【資料 7-18 (ウェブ)、7-19】。「チャペルアワー」は、授業期間中の毎週火・水・木曜日に実施し、1年に2回、ロングチャペルの時間を設けている【資料 7-18 (ウェブ)、7-20 (ウェブ)】。

また、ボランティア活動を支援及び促進するために西南学院大学ボランティアセンターを設置している。ボランティアセンター運営委員会では、5つの分野（災害、国際協力、教育、福祉、環境）を活動の柱と定めて、ボランティア活動の企画及び立案を行っている【資料 7-21、7-22】。ボランティアの事例として、一般財団法人日本国際飢餓対策機構の協力のもと、2003年度よりフィリピンの貧困地域で海外ボランティア・ワークキャンプを実施している。現地では、マニラ郊外にて、教育施設の整備や子どもたちへの衛生教育等を行い、学生が国際的な社会問題について直接学び、課題解決のために考え、実行する機会となっている【資料 7-23】。なお、2021年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、当ボランティアは実施できなかったが、一般財団法人日本国際飢餓対策機構と今後も安定的な協力関係を構築し、更に広範な分野で連携及び協力すること、また、地域及び国際社会に貢献する学生を育成することを目的とし、包括的連携協定を締結することを部長会議で審議し、決定した【資料 7-24】。

教育に関する特色あるプロジェクトを支援するための制度として「教育支援プログラム」を提供している。本制度は、各学部・学科におけるプロジェクト型・問題解決型学習(Project/Problem Based Learning)を中心とする新しい取組を意識した教育を支援するための「新しい学部教育推進経費」及び学生グループでの取組を支援する「Seinan Millennial Project」の2つの枠組みで構成されており、毎年、多種多様な研修やプロジェクトの実施を支援している【資料 7-25 (ウェブ) ～7-29】。

また、学生の国際感覚を養うための正課外教育として、日本人学生と留学生が国際交流できるスペース「Global Student Lounge」を設置し、年間を通して国際交流行事を実施している【資料 7-30】。また、2020年度に、既存の3つの学生寮を、様々な国籍や文化をもつ学生が混住する「混住型国際教育寮(インターナショナルハウスⅠ、Ⅱ、Ⅲ)」として新たに設置した【資料 7-31 (ウェブ)】。国際寮では、日本人学生と留学生とが、共同生活を通して、多文化共生を実践している。RA(レジデント・アシスタント)と呼ばれる寮生のリーダー役となる学生が中心となり、寮の運営及び管理を行っている。RAは、日本人学生と留学生が安心して寮生活を送れるように、寮生の相談役となるだけでなく、寮生間の交流を促進するイベントの企画及び運営等を行っている【資料 7-32 (ウェブ)】。このような活動を通して、異文化を理解する力や語学力に加えて、主体性や創造性等の能力を育成している。

さらに、言語教育センターでは、当センターの外国語教員や大学院生の指導による「英会話」・「フランス語会話」・「中国語会話」・「韓国語会話」や、派遣留学経験者とフリートークで会話練習ができる「ワールドカフェ」等、複数の課外プログラムを無料で提供している。プログラムには、日本人学生だけではなく、留学生が参加することもあり、語学力だけでなく、異文化理解を養う機会となっている【資料 7-33（ウェブ）】。

その他、学生の自主的な学修を促進するための支援として、留学生が日本人学生に対して授業の課題やレポートの添削等、外国語学習に関する質問や相談に対応する「English Advisor」制度を設けている【資料 7-30】。また、宗教部では、宗教部傘下の学生団体である外国語バイブルクラスの活動を支援することを通して、各国の言語や文化、また、聖書に関する自主的な学修を促進している【資料 7-34】。

- ・ 自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談対応、その他学習支援

自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談については、内容によって所管部署が電話やメール、窓口で対応している。また、学習支援として、情報処理センターにおいて遠隔授業の受講に関する Web サイトを開設し、公開している【資料 7-35～7-37】。

また、学生が持参したパソコンまたは貸出パソコンが利用できる専用教室を設置し、授業形式が対面、遠隔と混在する状況に対応している【資料 7-37】。さらに、学内各施設に無線 LAN (Wi-Fi) を設置し、個人の PC やスマートフォンを接続できる環境を構築している【資料 7-35】。

- ・ オンライン教育を行う場合における学生の通信環境への配慮（通信環境確保のための支援、授業動画の再視聴機会の確保など）

自宅の通信環境が整わない学生向けに、Wi-Fi を利用できる教室を開放している【資料 7-35】。また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、オンライン形式での授業が増加している状況を鑑み、特別措置として、携帯端末専用の学内 Wi-Fi サービス「NeMoS」をパソコンでも利用できるようにしている。さらに、動画コンテンツのような大容量のファイルにも対応できるように Google と提携をしており、Google ドライブを活用し、教員が作成した動画コンテンツや授業動画等を学生が視聴できる環境を構築している【資料 7-38】。

- ・ 留学生等の多様な学生に対する修学支援

留学生に対する支援については、国際センターがその役割を担っている。国際センターは、国際センター所長を委員長として、国際センター主任及び各学部の代表者で構成される国際センター委員会の下で、運営している【資料 7-39】。

学部留学生に対する支援として、国際センターにおいて、入学時オリエンテーション、履修指導、奨学金の支給及び就職情報の案内等の学生生活全般における支援を行っている【資料 7-40】。毎年、「西南学院大学学部留学生のための学生生活ハンドブック」を発行し、学年暦や在留資格、奨学金制度、アルバイト等、大学の基本的な情報から留学生が日本で生活するにあたって役立つ情報を掲載している【資料 7-40】。さらに、国際センター主任及び職員が、留学生に対し、年間複数回の面談を実施し、学修や学生生活等に関する相談の機会を設けている【資料 7-41（非公開）、7-42（非公開）】。日本での就職を希望する留学生に対しては、就職課で、留学生を対象とした就

職支援行事を複数回開催している【資料 7-43】。2021 年度は、国際センター事務室と就職課が共催で、トライアルグループの協力のもと、留学生を対象としたインターンシップを実施し、9 名の留学生を派遣した【資料 7-44】。また、留学生を対象とした授業料減免及び学修奨励金の制度を設けて、留学生の修学を経済面でも支援している【資料 7-45 (ウェブ)】。

大学院においては、大学院課が国際センター事務室と連携して留学生の修学を支援している。また、上述のとおり、2019 年度より、「大学院チューター制度」を導入し、大学院生による留学生の修士論文の添削等を行っている【資料 7-17】。

・障がいのある学生に対する修学支援

障がいのある学生に対する修学支援については、2015 年度に教職員向けに発行した「西南学院大学における障がい学生修学支援ガイド～援助を必要とする学生のために～」に基づき、統一的な認識のもと、全学的な支援体制を構築し、実施している【資料 7-46】。

障がいのある学生に対する修学支援は、学生課が主管している。学生課に、保健管理室及び学生相談室を設置し、障がい学生の相談窓口を設けている。また、保健管理室及び学生相談室は、障がい学生の支援をコーディネートし、支援関係者に対するコンサルテーションを行っている。保健管理室及び学生相談室は、当該学生と面談を行い、支援のニーズや相談内容の開示範囲について確認を行いながら支援を行っている。また、定期健康診断時の調査において、身体的及び精神的な障がいがある、もしくは、悩みがある旨回答した学生に対して、保健管理室又は学生相談室から連絡し、支援につなげている【資料 7-46、7-47 (非公開)】。また、障がいのある学生の能力が発揮され、努力に見合った成果を出すことができるように、教員や関係部署と連携して、授業や試験等に関する環境を整備している【資料 7-46】。このように教職員が一体となり、障がいのある学生の修学支援を実施し、学生の安定した学生生活の実現につなげている。

・成績不振の学生の状況把握と指導

・留年者及び休学者の状況把握と対応

・退学希望者の状況把握と対応

成績不振の学生及び留年者、休学者、退学の恐れがある学生については、教務課が主体となり、学修の継続に困難を抱える学生を早期に発見し、支援につなげるために、「成績不良者調査」、「履修規程第 12 条該当者通知」等を実施している。

「成績不良者調査」では、前年度の修得単位数を基に、成績不振の学生をリスト化し、該当学生に対しては、教務課員による面談指導を行っている【資料 7-48、7-49】。学生の成績は、保証人にも通達し、保証人と連携して支援及び対応を行っている。また、「履修規程第 12 条該当者通知」として、在学 2 年間における修得単位数が、本学の「履修規程」第 12 条に定める最低必要単位数に満たない学生に対しては、同規程に基づき在学期間を 1 年延長する旨、保証人及び学生に通達している【資料 7-50 (非公開)】。

成績不振や長期欠席等については、精神的な問題が起因となることがあり、そのような場合には、学科主任、学生相談室主任、教務課、学生課、保健管理室及び学生相談室で構成される支援会議を開催して、精神的な問題を抱える学生の修学及び生活支援について検討し、実施している【資料 7-51】。留年及び休学、退学の状況は、学部教授会において共有しており、教職員

が一体となって修学に困難を抱える学生への支援に携わっている【資料 7-52、7-53】。

2021 年度、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、教務課員と学生による対面での面談が実施できず、また、オンライン授業が主流となったことで学生間の交流が減った状況を鑑み、教務課が主体となり、学生が学修方法を教え合う学修支援コミュニティ「TSUNAGARU コミュニティ」を立ち上げた。教務課は、履修単位をすべて修得している学生をメンターとして募集し、グループチャット「Slack」を活用した学修相談会やメンターによる学修方法等に関するコラムの連載、ビデオ会議システム「Webex」を活用したオンライン勉強会等、多岐にわたって活動を行い、学生間の学修に関する協力体制の構築、延いては、成績不良者の減少を目指している。2021 年度は約 30 名の学生がメンターとして活動を支え、約 80 名の学生がコミュニティのメンバーとなり、活動に参加している【資料 7-54、7-55】。

・奨学金その他の経済的支援の整備

本学は、本学独自の奨学金、「日本学生支援機構奨学金」、地方公共団体の奨学金及び民間団体の奨学金等の奨学金制度を設けている【大学基礎データ表 7】。本学独自の奨学金としては、「西南学院大学給付奨学金」、「西南学院大学緊急支援特別奨学金」、「西南学院大学教職員による奨学金」、「C. K. ドージャー記念奨学金」等を設けている【大学基礎データ表 7】。例えば、「西南学院大学教職員による奨学金」は、2011 年 4 月に設置し、教職員有志による寄付を原資とし、学資の援助が必要な学修意欲のある学生に支援を行っている【資料 7-56】。

大学院においては、「大学院特別奨学生奨学金」、「大学院給付奨学金制度」及び「大学院私費外国人留学生授業料減免」等の制度を設けて、支援を行っている【資料 1-7、7-57～7-61】。

・授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供

授業その他の費用や経済的支援に関する情報は、「入学案内」や「学生ハンドブック」、「学生生活の手引き」、大学ホームページに掲載し、学生や受験生、保護者が確認できるようにしている【資料 7-62～7-66】。また、経済的支援に関する情報は、ポータルサイトで随時案内を通知している【資料 7-67】。

<学生の生活に関する適切な支援の実施>

・学生の相談に応じる体制の整備

本学では、学生相談室を設置し、学生が抱える諸問題に関する相談に対応し、学生が安定した学生生活を過ごせるよう支援している。学生相談室の相談員として、常勤カウンセラー（専任職員）1 名、常勤カウンセラー（契約職員）1 名及び非常勤カウンセラー 5 名、並びに非常勤インターカー 1 名を配置している【資料 7-68】。2021 年度の学生相談室の延べ相談件数は 2,089 件であった【資料 7-69】。学生相談室は、学生部長を委員長として学生相談室主任、常勤カウンセラー、学医及び保健師、学生部長の推薦に基づいて学長が委嘱する教員若干名、学生支援部事務部長及び学生課長で構成する学生相談室運営委員会の下で運営している【資料 7-5】。

学生相談室は、相談室の利用促進のため、大学院生や卒業生がメンター（相談役）として相談に対応する「寺子屋」の実施や、学生を対象としたメンタルヘルスに関するセミナーの開催、学生相談室に関する情報を掲載した「学生相談室たより」の発行等、様々な取組を行っている【資

料 7-68、7-70】。さらに、上述のとおり、定期健康診断時の調査結果を活用して、学生相談室又は保健管理室から障がいがある、または、悩みがある旨回答した学生に連絡し、支援につなげている【資料 7-47（非公開）】。

学生相談室は、障がいのある学生や心理的、精神的不調を抱えている学生に対し、それぞれの特性や状態、支援のニーズに応じた修学支援や進路支援を行うため、各学部の教員や教務課、就職課等の支援関係者と連携しながら支援を行っている。その事例として、学生相談室及び就職課が共催で、共催企業の協力のもと、障がいのある学生や心理的、精神的不調を抱えている学生、進路や就職活動に不安や悩みがある学生を対象とした就職支援プログラムを実施している【資料 7-71】。当プログラムは、学生の状況や状態に応じ、「履歴書・エントリーシート対策」や「面接練習」等のワークショップを、就職活動に関する悩みを共有する「ホッと一息、お悩み相談タイム」の時間を交えながら実施し、参加学生が安心して就職に向けて歩みを進めることができる内容となっている。また、全学的な支援体制を構築するため、学生相談室は、支援関係者との情報共有や支援内容に関する協議に加え、毎年、教職員を対象に、心の問題を抱える学生や多様な背景を持つ学生への支援に関する研修会を開催している【資料 7-72】。

- ・ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備

「西南学院ハラスメント防止・対策に関する規程」に基づき、教員組織及び職員組織それぞれにハラスメント防止対策委員会を設置し、ハラスメントを未然に防止するための体制を整備するとともに、学生及び教職員を対象にリーフレットを配付し、啓発している【資料 7-73、7-74】。併せて、学生及び教職員の相談窓口として相談員を配置し、「学生手帳」及び「学生生活の手引き」への掲載を通じて学生に周知している【資料 7-65、7-66】。また、「西南学院ハラスメント防止・対策ガイドライン」を作成し、大学ホームページにて公開している【資料 7-75（ウェブ）】。

- ・学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮

本学では、心身の健康に関する情報を提供し、食事、運動、病気の自己管理方法等健康に関する多様な相談に応じるために保健管理室を設置している。保健管理室では、怪我や体調不良等の応急処置を始め、身長・体重・血圧・体脂肪の測定、尿検査や視力検査等の各種検査の実施、学医及び保健師による健康相談等を実施している。併せて、学校保健法に基づき、年に1回、3月に全学生を対象に定期健康診断を実施している【資料 7-76】。内容は、身長・体重測定、血圧測定、尿検査、視力検査、胸部X線撮影、保健面接及び内科診察で、指示者には心電図検査を実施している。

新型コロナウイルス感染症への対応として、保健管理室では、学生向けに「新型コロナウイルス感染症対応フロー」を作成し、感染した場合や感染の疑いのある場合の行動指針を示した。また、新型コロナウイルス感染症に関する情報提供や注意喚起を行うため、適宜、ポータルサイトを通して新型コロナウイルス感染症に関する情報を発信し、学内の感染症蔓延の防止に努めた【資料 7-77～7-79】。

- ・人間関係構築につながる措置の実施（学生の交流機会の確保等）

人間関係構築につながる措置として、上述のとおり、2021年度、教務課が主体となり、学生同

士の協力体制を構築し、学修方法を教え合う新たな学修支援コミュニティ「TSUNAGARU コミュニティ」を立ち上げ、学生が交流できる機会を提供している【資料 7-54、7-55】。

また、学生相談室では、ピアサポートとして、学生相談室を利用している学生によるグループ活動の機会を提供している。この取組は、学生のメンタルケアに加えて、ソーシャルスキルを身に付ける機会となっている【資料 7-68、7-69】。

その他、日本人学生と留学生が国際交流できるスペース「Global Student Lounge」では、ボランティア学生団体「SEINAN Global Society (SGS)」が主催して、月 1 回程度、日本人学生及び留学生の交流行事を開催している【資料 7-30】。新型コロナウイルス感染症拡大の中でも、協定校の外国人学生とオンラインで交流できるイベント等、複数のイベントを実施した【資料 7-80 (ウェブ)】。

ボランティアセンターでは、ボランティアに興味のある学生を対象とした交流会を実施しており、新型コロナウイルス感染症拡大の中でもオンライン形式に切り替えて実施した。2021 年度は、対面形式で 1・2 年生を対象とした「せいなんボランティアカフェ」を開催し、ボランティアセンターの学生スタッフ「OPEN」とともに、ボランティア活動の紹介を行うとともに、同学年との交流を深める機会を提供した【資料 7-81】。

<学生の進路に関する適切な支援の実施>

・キャリア教育の実施

2015 年度より、希望する学部・学科において、キャリア教育として「キャリアデザイン講座」を開講している。「キャリアデザイン講座」は、1 年次を対象とした基礎演習の中で、原則として 3 コマ連続のコースとして開講している【資料 7-82、7-83】。2021 年度は、商学部商学科、経営学科及び人間科学部社会福祉学科において開講した。また、演習科目の担当教員からの要望に応じ、就職課員が授業において、キャリア形成や就職活動に関する説明会を行う「キャリアゼミナール」も実施しており、学生が就職活動に関する知識を習得し、進路について考える機会を提供している【資料 7-84、7-85】。また、2020 年度に、キャリア教育科目の開講に向けた体制等を検討する「キャリア教育に関する検討委員会」を設置し、2023 年度からの全学的なキャリア教育科目の開講に向けて準備を行った【資料 7-86～7-94】。その結果、ライフデザイン科目を開設する方向性が定まり、2021 年度においては、「ライフデザイン科目開設準備部会」を開設し、科目開設に向け準備を進めた【資料 6-8、7-95～7-97】。

・学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備

学生支援部就職課に加えて、2013 年度に教員組織であるキャリアセンターを設置し、低学年のキャリア形成支援から就職活動期における就職支援までを実施している【資料 7-6】。

キャリアセンターでは、キャリアセンター長を委員長として、各学部長及び専任教員、教育支援部事務部長、就職課長で構成するキャリアセンター委員会を設置している。キャリアセンター委員会において、教職員間で学生のキャリア支援に関する課題等を共有し、改善に向けた協議を行う等、教職協働でキャリア支援を実施できる体制を整備している【資料 7-6】。

さらに、国家資格である「キャリアコンサルタント」を有するキャリアアドバイザーを配置しており、個々の学生に応じた細やかな支援を行う体制を整備している【資料 7-98】。

・進路選択に関わる支援やガイダンスの実施

本学では、学生一人ひとりの目標や適性にあわせて、それぞれの可能性を引き出すために、「キャリア形成支援プログラム」、「就職支援プログラム」、「各種試験対策」の3つの柱を設けて体系的に進路選択に関する支援を行っている【資料 7-98、7-99】。

「キャリア形成支援プログラム」は、将来に対するイメージや職業観を養うきっかけを学生に提供することを目的とした、低学年から参加できるプログラムである。入学直後の「新入生オリエンテーション」から始まり、「業界・仕事研究セミナー」や「2年生からの仕事発見講座」、「OBOG懇談会」等、様々なプログラムを提供している。また、2021年度においては、企業と連携したプログラムとして、株式会社電通及び株式会社マイナビの協力のもと、課題解決のための発想力養成プログラムとして、グループワーク形式の講座を実施した【資料 7-100】。

「就職支援プログラム」は、学生が就職活動に必要な知識やテクニックを習得することを目的とした、3~4年次対象のプログラムである。就職説明会や各種就職講座に加えて、個別企業説明会として「春季集中企業セミナー」や「学内採用セミナー」を実施している。さらに、2021年度は、難関企業・団体等への就職を目指す学生を対象とした「就活ゼミナール」を実施し、エントリーシートや面接対策等に関する講座を、実践的且つ高度な内容で複数回提供した【資料 7-101】。

「各種試験対策」は、教員や福祉関連、公務員等、特殊な試験対策が必要な業界に特化した内容のプログラムで、試験対策説明会や試験対策講座を実施している【資料 7-98、7-99】。

その他、国家資格である「キャリアコンサルタント」を有するキャリアアドバイザーや就職課員、内定者による個別相談を実施し、個々の学生に応じた細やかな支援を行っている【資料 7-98】。

2020年度及び2021年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、対面形式での行事や面談は中止となったが、就職課主催の各種支援行事をオンライン形式に切り替えて実施し、さらに、キャリアアドバイザー及び就職課員並びに内定者との個別面談をオンライン形式で実施する等、新型コロナウイルス感染症拡大の中でも学生への支援を継続して行った【資料 7-102、7-103】。さらに、新型コロナウイルス感染症拡大の中で就職活動に取り組む学生の不安を解消するために、就職課員によるビデオ会議システム「Webex」を活用した配信イベント「キャリアステーション」を新規立案し、複数回実施した。「キャリアステーション」では、学生から進路や就職活動に関する質問や相談をチャットで受け付け、就職課員がリアルタイムに答えていくという内容で行い、ゲストとしてキャリアアドバイザーや企業の採用担当者を招いて実施することもあった【資料 7-104】。

・博士課程における、学識を教授するために必要な能力を培うための機会の設定又は当該機会に関する情報提供

博士後期課程における、学識を教授するために必要な能力を培うための機会については、全学的な取組がなく、2020年度の自己点検・評価結果に基づき、内部質保証委員会が全学点検評価委員会（以下、「全学評価委員会」という。）を通して提言を行い、2022年度の改善に向けて、研究科及び大学院課で検討を行っている【資料 7-105】。

<学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施>

本学では、課外活動を行う団体として、体育会、学術文化会、応援指導部、文化部会、その他の

公認団体、宗教部グループ活動、スポーツ及び文化系愛好会がある【資料 7-106 (ウェブ)】。体育会に所属する各団体へは、西キャンパスグラウンド、東キャンパスグラウンド及び田尻グリーンフィールドを、学術文化会等に所属する各団体へは、西南会館を提供して活発な活動を促している【資料 7-107 (ウェブ)】。また、活動を支援することを目的とした経費補助として、大学祭実施に係る補助や大会遠征補助等の制度を設けている【資料 7-108～7-110】。

また、本学では、チャペルクワイア、ハンドベルクワイア、外国語バイブルクラス等のキリスト教に関する団体の活動が盛んであり、キリスト教活動支援課が主体となり、紹介冊子等の作成、新入生勧誘支援、活動場所の提供及び外部からの出演依頼に関する調整等を通じて活動を支援している【資料 7-34】。

＜その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施＞

学生と学長が同じテーブルで昼食を囲みながら、カジュアルな雰囲気に対話する「学長ランチ」を毎年複数回実施しているが、2021 年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から実施を見送った。しかし、この取組は、学生の学生生活の状況や大学への要望等、学生の意見を学長が直接聞く機会となっており、2022 年度以降、状況を踏まえながら再開することとしている【資料 7-111 (ウェブ)】また、学生の要望を収集するために、学内に「学長意見箱」を設置している。学生から提出された意見は、秘書課を通して、学長及び大学事務長並びに担当部署に回覧し、改善につなげている【資料 7-112 (非公開)】。

さらに、2021 年度、「西南学院大学及び西南学院大学学生自治会による協議会規約」を制定し、学生からの情報、意見及び要望を収集するため、大学と大学自治会との間に協議会を設置することを定めた【7-113、7-114】。

以上のとおり、本学では、「学生支援の方針」及び各種規程に基づき、教職協働で学生生活の支援ができる体制を整備しており、修学支援、生活支援、障がいのある学生に関する支援、進路支援に係る支援を適切に行い、安定した学生生活の実現につなげている。

点検・評価項目 3：学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点①：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点②：点検・評価結果に基づく改善・向上

＜適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価＞

本学では、「西南学院大学自己点検・評価規程（以下、「自己点検・評価規程」という。）」及び「西南学院大学自己点検・評価規程細則（以下、「自己点検・評価規程細則」という。）」に基づき、学生支援の適切性を検証している【資料 7-115 (ウェブ)、7-116 (ウェブ)】。

各部局は、「西南学院大学自己点検・評価実施要領（以下、「自己点検・評価実施要領」という。）」に基づき、「自己点検・評価シート」に記載されている「大学基準 7. 学生支援」の点検・評価項目に沿って、個別に自己点検・評価を行っている【資料 7-117、7-118】。基本問題評価委員会は、各部局の自己点検・評価の内容を検証して、「自己点検・評価報告書」を作成し、全学評価委員会は、

全学的観点から報告書の内容の検証を行い、当該検証結果に基づいて、内部質保証委員会が改善方針の提言を行っている【資料 7-119、7-120】。提言を受けた全学評価委員会は、基本問題評価委員会及び教学マネジメント委員会に「助言・指摘」、「改善指示」を行っているが、各部局における改善・向上の取組への支援は主に教学マネジメント委員会が行っている。改善・向上の結果は、全学評価委員会を経て、内部質保証委員会に報告され、管理されている【資料 7-105】。

以上のように、学生支援の適切性については、定期的な点検・評価を行っているものの、各部局の自己点検・評価の内容の検証及び「自己点検・評価報告書」の作成、各部局における改善・向上の取組への支援について、基本問題点検委員会と教学マネジメント委員会のどちらが所管するのか明確ではない状況である。学生支援における内部質保証を円滑に推進していくためにも、所管委員会の見直しが求められる。

<点検・評価結果に基づく改善・向上>

学生支援に関する自己点検・評価に基づき、近年、改善・向上に取り組んだ事例として、キャリア教育の拡充が挙げられる。

2020年度の自己点検・評価における内部質保証委員会の提言においては、進路支援の取組に関する「助言・指摘」、「改善指示」はなかったが、キャリアセンター点検評価委員会では、点検・評価に基づき、自律的な改善を図った。具体的には、2020年度のキャリアセンター点検評価委員会での点検・評価において、キャリアセンターでは、2019年度まで低学年向けのキャリア支援を実施しているものの、必須のプログラムではないため、支援が必要である学生に届いておらず、キャリアへの意識を醸成するには不十分な状況であるという課題が見つかり、キャリアセンター委員会に報告した。また、全学的な教育課程の見直しにおいて、共通科目の見直しも進められていたことから、「キャリア教育に関する検討委員会」が設置され、当委員会での協議の結果、「ライフデザイン科目」の開設について答申が取りまとめられた。これを受け、2021年度においては、2023年度からの全学共通科目「ライフデザイン科目」の準備を行うため、教学マネジメント委員会の下部組織として「ライフデザイン科目開設準備部会」が設置され、キャリア教育の拡充が図られることとなった。【資料 6-8、7-86～7-97、7-121～7-123】。

2. 長所・特色

本学の学生支援における長所・特色は、大きく3つある。1つ目は、学生支援の要となる「学生支援の方針」を「修学支援の方針」、「生活支援の方針」、「障がいのある学生に関する支援方針」、「進路支援の方針」の4区分に分け、具体的に提示していることである。それにより、教員組織及び事務局が具体的な取組を実施することができている。

2つ目は、「学修の継続に困難を抱える学生への丁寧な支援」である。本学は、学生の実態を把握し、問題や悩みを抱えた学生を早期に発見及び対応することに重きを置いており、上述のとおり、「成績不良調査」、「履修規程第12条該当者調査」や健康診断時の保健面接及びメンタルヘルス面接を通して問題や悩みを抱える学生を早期に把握し面談を実施する等、丁寧な支援が退学率の低さにつながっている。さらに、2021年度、教務課が主体となり、「TSUNAGARU コミュニティ」を発足し、学生間で学修支援を行う仕組みを構築し、さらなる成績不振者の減少を目指している。

3つ目は、「障がい学生への体系的な支援」である。障がい学生への支援については、上述のとおり、「障がいのある学生に関する支援方針」及び「西南学院大学における障がい学生学修支援ガイド～援

助を必要とする学生のために～」に基づき、保健管理室及び学生相談室が主体となり実施しているが、学生相談室と就職課が共催で就職支援プログラムを実施する等、全学的な支援体制を構築している。

このように、学生の主体的な学びを支援するために、教職員が一体となって学生一人ひとりに寄り添った丁寧な支援を行っていることが本学の学生支援の長所と言える。

3. 問題点

学生支援の適切性の点検・評価において、教学マネジメント委員会及び基本問題評価委員会の両委員会が所管する形となっているが、内部質保証システムをより実質的に機能させていくために、所管委員会の見直しを行う必要がある。

4. 全体のまとめ

学生自身が、建学の精神に基づいて主体的に、また目標を持って学生生活、修学及び進路選択ができるように、学生の多様な活動を通じた成長を促すことを目的として、またそれらを実現するための環境を整備することが必要であるとの考えにより、「学生支援の方針」を定め、学生及び教職員並びに社会一般に対して、周知・公表している。

本学では、「学生支援の方針」に基づき、教職員が一体となり、問題や悩みを抱えた学生を早期に発見及び対応することに重きを置き、学生に寄り添った丁寧な支援を行っており、低い退学率を維持している。

学生支援の適切性の検証については、「自己点検・評価規程」及び「自己点検・評価規程細則」に基づき、学生支援に関する各種取組の改善を図っている。自己点検・評価で明らかになった課題については、内部質保証委員会が全学評価委員会を通して各部局等に提言を行い、改善活動につなげているが、学生支援の適切性の検証における基本問題点検評価委員会と教学マネジメント委員会の役割が不明確であるため、明確にする必要がある。

以上のことから、本学の学生支援については、一部課題は有するものの、大学基準に照らして良好な状態にあり、概ね適切であると言える。

第4章 (基準8) 教育研究等環境

1. 現状説明

点検・評価項目1：学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

評価の視点①：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示

<大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示>

本学では、2012年度に、建学の精神及び使命に基づき、今後のキャンパス整備の方針として、「キャンパスグランドデザイン」を策定した【資料8-1(ウェブ)】。「キャンパスグランドデザイン」は、「西南学院大学を発信する5つの“顔づくり”」、「未来の大学インフラのあり方を提示するキャンパス」、「地域に開かれ地域に貢献するキャンパス」の3つのコンセプトを柱としている。策定にあたっては、学生及び教職員の意見を収集し、ワーキングチーム、大学総合計画委員会及び部長会議が連携して検討を行った。理事会の承認を受けて策定した後は、教職員説明会で周知するとともに、大学ホームページに掲載し、社会へ広く公表した。「キャンパスグランドデザイン」については、財政状態や社会環境等に鑑みて、フェーズや計画内容の見直しを適宜行っている。

2015年度には、本学の教育研究等環境に関する方針として、建学の精神及び使命並びに「西南学院ビジョン」に基づき、「教育研究等環境整備の方針」を策定した【資料8-2(ウェブ)】。「教育研究等環境整備の方針」においては、「本学は教育研究のビジョンの実現に向けて、一人ひとりの個性を引き出す教育力の充実、総合的な『知』を志向した教育機会の提供、社会を先導し、社会に貢献することを目指した研究機能の充実・強化を目指す。この目標を達成するため、教育研究の質を保証し、学問分野の領域を越えて考え行動することのできる知識と能力を学生に身に付けさせると共に、学術研究体制が十分に機能するように、施設、設備、環境の整備を行う。」と定めている。「教育研究等環境整備の方針」は、学内ポータルサイトに掲載して教職員に共有しており、学生及び社会に対しては、大学ホームページで公表している。

以上のとおり、本学の教育研究等環境については、建学の精神及び使命を踏まえて、「キャンパスグランドデザイン」及び「教育研究等環境整備の方針」を明確に定め、ホームページ等で適切に公表している。

点検・評価項目 2：教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

評価の視点①：施設、設備等の整備及び管理

- ・ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備、情報セキュリティの確保
- ・施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保
- ・バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備
- ・学生の自主的な学習を促進するための環境整備

評価の視点②：教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み

<施設、設備等の整備及び管理>

本学の校地は、福岡市早良区にある「西新キャンパス」と、正課外活動の運動場として活用している「田尻校地」からなる。校地面積は 223,987 m²（大学設置基準：78,200 m²）、校舎面積は 90,848 m²（大学設置基準：37,054 m²）を確保しており、ともに法令上の設置基準を満たしている【大学基礎データ表 1】。

本学は、「キャンパスグランドデザイン」及び「教育研究等環境整備の方針」に沿って、施設、設備等の整備及び管理を行っている【資料 8-1（ウェブ）、8-2（ウェブ）】。

2019 年度には、「キャンパスグランドデザイン」に沿って、西キャンパスのテニスコート北側の西新グラウンド内に新体育館・プール棟を建設することが部長会議で承認され、2021 年 11 月から着工した【資料 8-3】。竣工は 2023 年 6 月末を予定し、同年後期からの供用開始を目指している。新体育館は、「学修・研究の機能を満たす空間」、「本学学生および教職員の課外活動および健康増進活動を可能とする空間」、「各種式典に対応できる機能と空間」の 3 つを基本理念としており、これらの理念は、教育力の充実、教育機会の提供、研究機能の充実・強化を目指す「教育研究等環境整備の方針」と整合している。2022 年 3 月には、新西南会館の建設についての学長への答申書が承認される等、新たな教育研究環境に対応したキャンパス整備が計画的に進められている【資料 8-4】。

- ・ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備、情報セキュリティの確保

ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備については、「西南学院大学情報処理センター規程」に基づき、情報処理センター委員会を設置して対応している【資料 8-5】。

本学では、全学の IT 環境として「西南学院大学総合情報ネットワークシステム（SAINS）」を整備している。2019 年 10 月の SAINS 更新時には、「機能性、安定性、安全性を維持することで利用者の利便性を維持することはもとより学修者の主体的、能動的な学修への参加を支援する」ことを目的として、最新のシステムを導入するとともに、学内の情報アクセス基盤を強化した【資料 8-6】。

ネットワーク環境については、学内各施設に無線 LAN（Wi-Fi）を設置しており、個人機器登録申請を行うことによって、学生及び教職員が、個人の PC やスマートフォンを学内ネットワークに接続することを可能にしている。情報通信技術（ICT）等機器、備品については、1 号館にパソコン教室 7 教室、大学院にパソコン教室 1 教室、図書館に自習利用専用の SAINS ルームを設け、約 650 台のパソコンを設置している【資料 8-7（ウェブ）】。なお、パソコン教室については、PC 利用増加に合わせて見直しを行っている。例えば、1 号館のパソコン教室は従来 6 教室だったが、2020 年度に

増設し、7 教室となった。学内には、教卓 PC、プロジェクター、スクリーンを整備したマルチメディア教室が 100 教室あり、ICT を活用した授業を展開することができる。1 号館には学生向け PC 貸出窓口を設置しており、授業利用、自習利用のためのノートパソコンを 300 台用意するとともに、図書館においても、館内限定の貸出用ノート PC や iPad を準備して、学生の学修を促進している。情報セキュリティについては、システム利用時の安全性を維持し、快適に利用できる環境実現のためのウイルスチェック・スパムフィルター・不正侵入防止システム等のサーバ導入や、VPN 接続サービス、eduroam サービス等、教育研究活動に欠かせないインフラの 24 時間稼働の情報環境等を提供している。また、毎年、新入生及び新任職員に、ネットワークシステム利用にあたって、情報倫理テストを受講させている。

SAINS については、学内ポータルサイトや情報処理センターが編集・発行する情報誌によって情報提供を行い、学生及び教職員の活用を促進している【資料 8-8】。

・施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保

施設、設備等の維持及び管理については、財務部施設課が主として担当しており、警備員による日報、キャンパスサポート西南による月間作業計画書、技能・労務職員による定期点検報告書、委託業者による定期保守点検報告書、各部署からの修繕依頼書等の確認及び対応を行っている。また、施設、設備等の長期的な維持及び管理の計画については、定期点検や過去の更新実績を総合的に勘案し、大学財政計画と連動させる形で施設、設備等の更新計画を策定・実施している【資料 8-9 (非公開)】。

学生の安全及び衛生の管理については、本学学生の健康の保持増進を図ることを目的として「西南学院大学保健管理規程」を定め、規程に基づき、保健委員会を設置して、学校保健計画及び学校安全計画に関する事項、学校環境衛生の維持改善に関する事項等を審議、実施している【資料 7-4】。教職員の安全及び衛生の管理については、教職員等の労働災害及び健康障害を防止するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的として「学校法人西南学院教職員安全衛生管理規程」及び「大学衛生委員会規程」を定め、規程に基づき、安全衛生委員会を原則月 1 回開催し、産業医による定期的な職場巡視等を実施している【資料 8-10～8-12】。また、防災体制として「西南学院大学防火・防災管理規程」を整備し、防火・防災対策委員会を設置して、同委員会で決定した年間活動計画に基づき対応している【資料 8-13】。防犯体制については、警備業務を警備会社に委託し、巡回・巡視等を行うことで安全確保に努めるとともに、「西南学院における防犯カメラの設置及び運用に関する規則」に基づき、建物に防犯カメラを設置し、不審者対応等を実施している【資料 8-14】。

・バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備

バリアフリー対策は、エレベーター、車椅子対応スロープ、車椅子対応多目的トイレ等すべての建物において対策済みである【資料 8-15】。

本学では、利用者の快適性にも配慮した上で、キャンパス環境を整備している。例えば、2017 年度に供用を開始した新図書館は、静謐を保つべき「サイレント・ゾーン」と利用者相互の交流を促す「アクティブ・ゾーン」に分かれており、閲覧席、カウンター席、キャレル席とタイプの異なる席が用意され、個別照明に加えて電源も配備し、飲食可能な休憩室も設ける等、利用者がそれぞれ

の目的に合わせて長時間過ごせるような居心地の良い空間となっている【資料 8-16（ウェブ）】。

・学生の自主的な学習を促進するための環境整備

学生の自主的な学習を促進するための環境整備として、上述のとおり、学内各施設に無線 LAN を設置し、PC 教室や貸出用ノートパソコン等を整備して、学生が情報機器を活用しながら学修できるようにしている。図書館においては、学生のディスカッションや、グループ学習等のアクティブな活動を支援する場として、プレゼンテーションエリア、多目的ホール及びグループ学習室を設けているほか、学部 3 年生以上の学生スタッフが常駐するラーニングサポートエリアを設置して、学生の能動的な学修をサポートしている【資料 8-17（ウェブ）】。言語教育センター棟においては、外国語の修得と語学能力の向上を目的とした自習室であるメディア学習室を設置しており、「語学ラボ」や「ワールドカフェ」等の無料プログラムの開催、e-Learning システムや発音練習ソフトの無料提供によって、学生の授業外での語学学習をサポートしている【資料 8-18】。3 号館においては、日本人学生と留学生が気軽に交流できる場として、1 階ラウンジを「Global Student Lounge」と名付け、ラウンジにおける各種イベントの実施により、学生の国際交流や異文化体験等を積極的に支援している【資料 7-30】。

<教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み>

教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取組として、ネットワークシステム利用にあたり、新入生及び新任職員に対し、学修管理システム「Moodle」を利用した情報倫理の学習及びテストの合格を義務づけている【資料 8-19】。情報倫理テストに合格していない者に対しては、メールや電話による督促で受講を促し情報倫理の確立を徹底している。なお、情報倫理のコンテンツには、インターネットの基本的な注意点やセキュリティ対策、個人情報の漏えい、著作権と個人情報保護法等の内容が含まれている。これらのコンテンツは、情報技術の発展に合わせて改訂されたものを毎年利用している。しかし、新任教員については、情報倫理の学習及びテストの合格を義務付けておらず、オリエンテーションにて、学内のネットワーク環境やメールサービス等の説明を行うのみにとどまっている。

以上のとおり、本学では、「キャンパスグランドデザイン」及び「教育研究等環境整備の方針」に基づき、施設、設備等の整備を計画的に進めている。学内には、学修、教育研究活動を展開する上で必要な無線 LAN やパソコン等の機器・備品を整備しており、図書館、言語教育センター棟、3 号館等において、学生の自主的な学修を促進している。各施設、設備等については、適切な維持・管理に努め、規程に基づき、安全及び衛生を確保している。また、情報倫理テストの実施による啓発活動も含め、情報セキュリティ対策も十分に行われている。

よって、本学における施設及び設備や、情報倫理確立のための取組は適切であると言える。

点検・評価項目3：図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

評価の視点①：図書資料の整備と図書利用環境の整備

- ・ 図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備
- ・ 国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備
- ・ 学術情報へのアクセスに関する対応
- ・ 学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備

評価の視点②：図書館サービス、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

<図書資料の整備と図書利用環境の整備>

本学では、「西南学院大学図書館規程」に基づき、図書館資料を収集管理し、本学教職員並びに学生の学術研究及び教養に資することを目的として、図書館本館及び図書館法科大学院分館を置いている【資料 8-20】。図書館には、図書館を統轄する館長を置き、館長及び委員をもって構成する図書館委員会において、図書の購入方針や図書館の管理運営等に関する事項を審議している。

- ・ 図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備

図書館本館及び図書館法科大学院分館の蔵書数は、図書 1,208,896 冊、学術雑誌 14,034 冊、電子ジャーナルが 18,053 種である【大学基礎データ表 1】。図書は年間 2 万冊程度を受け入れており、これに加えて、データベース約 40 種を整備している【資料 8-21、8-22】。蔵書数は、学術基盤実態調査等における同規模私立大学と比較しても高い水準で推移しており、本学の教育研究に必要な蔵書数を十分確保している。図書、学術雑誌及び電子ジャーナル等は、図書館の専門的な知識を持った職員が総合的な分野を幅広く俯瞰して選書し、専門分野の図書等については、各学部等から選出された図書館委員を中心に各分野の要望に応じて選書している。

- ・ 国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備

国立情報学研究所の目録システム NACSIS-CAT、図書館相互貸借システム NACSIS-ILL に参加し、大学間での所蔵情報の共有や ILL を促進している【資料 8-23（ウェブ）、8-24（ウェブ）】。また、学術機関リポジトリデータベース（IRDB）のメタデータ収集に対応した機関リポジトリを構築し、学術情報コンテンツとの連携を実現している。加えて、地方公共団体との相互協力事業として、福岡県図書館情報ネットワークに参加し、県内公共図書館及び一部の大学図書館との ILL を無料で実施する体制を整備している【資料 8-25】。

- ・ 学術情報へのアクセスに関する対応

学術情報へのアクセスに関する対応については、蔵書検索システム（OPAC）によって、所蔵資料の検索ができるようにしている【資料 8-26（ウェブ）】。OPAC 画面では、専門の ASP サービスと連携し、目次やあらすじ情報等を自動リンク表示できるようにしている。加えて、購入した電子ブックの書誌情報の OPAC への登録、リンクリゾルバやディスカバリーサービスの整備により、電子情報と紙媒体の情報と、媒体の境目なく情報検索ができるようにしている。また、学生及び教職員は、

MyOPAC（個人ページ）から、貸出中の資料の確認や貸出期間の延長、資料の予約、学外からの文献取寄せ申込み等を行うことができる。

学外からの電子資料へのアクセスについては、VPN（Virtual Private Network）接続サービスを提供しており、自宅や外出先等からインターネットを使って安全に資料を閲覧することができる。

この他、本学において生産された学術研究成果及び教育成果については「西南学院大学オープンアクセス方針」に基づき、オープンアクセスの推進に取り組んでいる【資料 8-27（ウェブ）】。

・学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備

図書館本館は、2017 年 4 月から新図書館として開館しており、延床面積は旧図書館より 10%増の 11,715 m²、閲覧席は 46%増の 1,179 席を確保している【大学基礎データ表 1】。

機能面では、高層部分（4～6 階）は静謐を保つべき「サイレント・ゾーン」とし、低層部分（1～3 階）を「話す・聞く・考える」活動の場としての「アクティブ・ゾーン」とするゾーニングを行っている【資料 8-17（ウェブ）】。アクティブ・ゾーンには学生が学修成果をアウトプットするための施設・設備として、グループ学習室（10 室）、プレゼンテーションエリア及び多目的ホールを整備し、そこに電子黒板や可動机等を設置している。加えて、館内には無線 LAN の整備と併せて、閲覧席に学習スタンドと電源コンセントを設置しており、電子機器のバッテリーを気にせず学修に専念できる環境を整えている。さらに、館内限定の貸出用ノート PC も 70 台整備している。

また、図書館本館はバリアフリーにも対応しており、利用者が外部から図書館に入館する際に段差なしで入館することを可能としているほか、障がい者支援室を館内に 2 カ所設置している。

上述の取組が実り、2019 年度に、本学図書館は日本図書館協会建築賞を受賞している【資料 8-28（ウェブ）】。この賞は、建築としての質はもとより、図書館運営のサービスの質も優れている図書館に授与される賞であることから、本学の図書館は客観的にも高い評価を得ていると言える。

図書館の開館時間は、原則として、平日 8:30～22:00、土曜日 9:00～20:00、日祝日 13:00～20:00 としている。また、定期試験期間中は、土曜日の開館時間を 9:00～22:00 に延長しており、利用者の利便性向上に配慮している。

<図書館サービス、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置>

図書館に係る業務を所管する図書情報課には、2022 年 5 月 1 日時点で職員 11 名（専任職員 7 名、非専任職員 4 名）を配置しており、そのうち 2 名（専任職員）が司書資格を有している。業務の一部は、業者へ委託しており、22 名の職員が担当している。このうち 17 名は司書資格を有している。専任職員、非専任職員、業務委託職員を合わせると、司書資格保有者は 33 名中 19 名と、職員全体の約 6 割近くを占めている。このように専門職員を多く配置することで、図書、学術雑誌及び電子ジャーナル等の選書やレファレンス・サービスの質を高め、学生及び教職員の学修・教育研究活動を後押ししている。

以上のとおり、本学の図書館は、教育研究活動に必要な蔵書数を十分確保しており、国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや福岡県内の他図書館とのネットワークも整備され、蔵書検索システム（OPAC）や VPN 接続により、利用者が学術情報にスムーズにアクセスできるようにしている。館内は、利用者がそれぞれの目的に合わせて快適に学修できるように設計されており、配置されて

いる職員の約6割近くが司書資格を保有している。これらの取組により、本学の図書館の入館者数（延べ数）は、2017年度は約671,000人で旧図書館の1.7倍となり、大幅な増加となった。新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響により、2020年度の入館者数は約98,000人と大幅な減少に転じたが、2021年度は約247,000人となり、徐々に回復している。

よって、本学の図書館、学術情報サービスを提供する体制やサービスの内容は適切であると言える。

点検・評価項目4：教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点①：研究活動を促進させるための条件の整備

- ・大学としての研究に対する基本的な考えの明示
- ・研究費の適切な支給
- ・外部資金獲得のための支援
- ・研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等
- ・ティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）等の教育研究活動を支援する体制
- ・オンライン教育を実施する教員からの相談対応、その他技術的な支援体制

<研究活動を促進させるための条件の整備>

「学術研究所規程」のとおり、本学では、学術の研究・調査及びその成果の刊行を通じて学術の進歩に寄与することを目的として学術研究所を設置し、その下に学術研究所事務室を置くことで、研究活動に対する様々な支援を行っている【資料8-29】。併せて、「西南学院大学教育・研究推進機構規程」に基づき、教育及び研究の水準維持並びに質の向上を図るために、各種事業を企画、立案並びに実施することを目的として、教育・研究推進機構を設置し、その下に教育・研究推進課を置いて、教育研究活動の促進を図っている【資料8-30】。

・大学としての研究に対する基本的な考えの明示

本学は、大学としての研究に対する基本的な考えに準ずるものとして、建学の精神に基づき、「西南学院大学の研究に関する基本方針」を策定している【資料8-31（ウェブ）】。「西南学院大学の研究に関する基本方針」においては、「①真理の探究と普遍的な課題解決のための活動を通じ、世界の平和と文化の創造に貢献することを目的とし、研究成果や知見を積極的に社会に還元する。②深遠な学術研究を通じた教育および人間の育成を実施することを認識し、研究者一人ひとりの自由な発想による研究を行う。③知の拠点として大学の役割を果たすべく、地域社会および産業界や官公庁等との組織的連携を図り、地域に貢献する。④学問的良心と研究者倫理に基づき、不正行為や研究費の不正使用に対して厳しい姿勢で研究を遂行する。」と定めている。「西南学院大学の研究に関する基本方針」は、大学ホームページに掲載し、学生及び教職員並びに社会一般に広く公表している。

・研究費の適切な支給

「個人研究費規則」に基づき、研究計画の遂行に必要な経費に充てることを目的として、専任教

員に対して年額 612,000 円、特別教員に対して年額 306,000 円の個人研究費を支給している【資料 8-32】。また、「西南学院大学図書館資料費予算配分・支出及び決算に関する内規」に基づき、図書館資料費予算として、専任教員に対して年額 370,000 円、特別教員に対して年額 230,000 円の個人研究図書費を確保しているほか、学部ごとに教員共通の資料費、学部学生用の資料費を整備しており、高額図書制度により 50～100 万円程度の大型資料を選定することもできる【資料 8-33】。加えて、「講演料及び学会発表準備費規則」に基づく研究発表準備費、「論集及び研究叢書刊行規則」に基づく論集原稿準備費、「国内研究規則」に基づく国内研究費、「在外研究規則」に基づく在外研究費、「海外短期語学研修補助規程」に基づく海外短期語学研修補助金、「全国的学会等の開催に関する規則」に基づく全国的学会補助金、「出版助成規則」に基づく出版助成等を、規程に照らして適切に支給している【資料 8-34～8-40、大学基礎データ表 8】。

・外部資金獲得のための支援

科学研究費補助金の申請窓口は教育・研究推進課が担当しており、それ以外の受託研究・共同研究及び受託事業等の外部資金の申請窓口は学術研究所事務室が担当している。2018 年度からは、科学研究費採択件数増加に向けて、外部 URA 組織による科学研究費申請書の添削支援を行っている【資料 8-41、8-42】。このような取組が功を奏し、2020 年度に本学で受け入れた科学研究費補助金が総額 30,719,167 円（研究費総額に対する割合 18.4%）だったのに対し、2021 年度に受け入れた科学研究費補助金は総額 48,026,379 円（研究費総額に対する割合 26.5%）と増加している【大学基礎データ表 8】。

・研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等

「研究設備利用規則」に則り、専任教員及び特別教員に個人研究室を提供している【資料 8-43】。1 室あたりの床面積は 19.44～21.00 m²であり、合計 219 室と、教員数に対して十分な個人研究室の数を確保している【資料 8-44、大学基礎データ表 1】。

専任教員の研究時間の確保については、「西南学院大学教員就業規則」及び「西南学院大学担当時間に関する規程」に基づき、授業の責任時間を定めて運用している【資料 6-5、8-45】。なお、中学 3 年卒業後の年数が 18 年未満の若手教員については、責任時間を少なくして対応しており、研究時間を確保するための配慮がなされている。

研究専念期間の保障に関しては、「在外研究規則」及び「国内研究規則」に基づき、研究に専念できる期間を設けている【資料 8-36、8-37】。在外研究は目的や期間によって 3 つの区分に分かれており、国内研究は学年暦による前期又は後期に該当する 6 か月間、通常の教務義務を免除し、研究に従事することが可能となっている。

・ティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）等の教育研究活動を支援する体制

TA、RA 等の教育研究活動支援体制については、「西南学院学生アシスタントに関する規程」に基づき、本学の教育の充実、学部学生及び大学院生の修学支援並びに大学院生の教育・研究能力の向上を目的として、運用されている【資料 8-46】。学生アシスタントは、①アルバイト：簡易な業務に従事する者、②SA：本学学部学生に対する実験、実習、演習等の教育的補助業務に従事する者、

③TA：本学修士課程の大学院生及び学部学生に対する実験、実習、演習等の教育的補助業務に従事する者、④RA：本学の研究等において、必要な補助的業務を行う研究補助者として従事する者、⑤その他：その他必要と認められる業務に従事する者、に区分して雇用され、教育研究活動を支援している。

例えば、教育・研究推進機構の所管する新しい学部教育推進経費及びチューターによる正課外学修・教育支援制度においては、各学部学科がSA及びTAを雇用できる制度を設けており、特に法学部や経済学部で積極的に活用されている【資料7-26、8-47】。また、大学院においては、チューター制度を整備し、日本人学生による留学生の論文執筆における日本語添削を実施している【資料8-48】。

SAやTAについては、教学マネジメント委員会の下部組織として2020年度に設置された学生支援見直し検討委員会において、今後の育成及び活用についての協議を進めている【資料7-11】。

・オンライン教育を実施する教員からの相談対応、その他技術的な支援体制

オンライン教育を実施する教員からの相談対応等については、随時、電話やメール、情報処理センター事務室窓口で対応している。また、遠隔授業等、オンライン教育を実施する教員向けの情報をまとめた各種Webサイトを用意し、教員に案内している。加えて、週に2回、学術研究所棟1階に相談窓口を設置し、教員からの個別相談にも対応している【資料8-49】。

以上のとおり、本学では、「西南学院大学の研究に関する基本方針」及び各種規程に基づき、研究費の支給や研究室・研究時間の確保、アシスタント体制の整備等を進めており、教員が教育研究活動を円滑に行えるように、適切な支援を行っている。

点検・評価項目5：研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

評価の視点①：研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み

- ・ 規程の整備
- ・ 教員及び学生における研究倫理確立のための機会等の提供（コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施等）
- ・ 研究倫理に関する学内審査機関の整備

<研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み>

・ 規程の整備

研究倫理、研究活動の不正防止に関する取組として、文部科学省制定「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」及び文部科学大臣決定「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づき、公的研究費の管理運営等に関して、「西南学院大学における公正な研究活動の推進及び公的研究費の適正な運営・管理に関する基本方針」、「西南学院大学における公正な研究活動を推進するための行動規範」、「西南学院大学における研究不正防止計画」、「西南学院大学公的資金管理規程」、「科学研究費取扱い要領」、「研究活動の不正行為に関する取扱い規則」、「西南学院大学における公的研究費の内部監査取扱要領」、「西南学院大学研究倫理規程」「西南学院大学『人を対象とする研究』倫理規程」等を定めている【資料8-50（ウェブ）～8-

58】。

これらの規程は、「学生便覧」及び「大学専任教員ガイドブック」で紹介するとともに、大学ホームページや教育・研究推進機構ホームページにも掲載し、周知を徹底している【資料 1-6、8-49】。

- ・教員及び学生における研究倫理確立のための機会等の提供（コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施等）

研究倫理確立のために、本学では、研究活動の不正防止ポスターを学内に掲示し、教員及び学部生・大学院生への啓発活動に取り組んでいる【資料 8-59、8-60】。さらに、研究不正防止計画に基づき、公的研究費に関わる全ての教職員を対象に、毎年度「研究倫理・コンプライアンス研修」を実施し、コンプライアンスや研究倫理に対する意識を維持・向上させている【資料 8-61】。大学院生に対しては、入学説明会時に研修受講の機会を設定することで、倫理教育を行き渡らせている【資料 8-62】。また、教員に対しては、年に 1 度、公的資金の適正な管理と執行に努めるとともに研究活動において不正行為を行わないことを誓約する「誓約書」の提出を求めている【資料 8-63】。

- ・研究倫理に関する学内審査機関の整備

「西南学院大学研究倫理審査委員会規程」に基づき、研究倫理審査委員会を設置して、研究倫理に関する審議や研究不正事案の調査を行っている【資料 8-64】。その他、「西南学院大学『人を対象とする研究』に関する倫理審査委員会規程」に基づき、「人を対象とする研究」に関する倫理審査委員会を設置して、本学教員が人を対象とする研究を行う場合の倫理審査を行い、不正を未然に防いでいる【資料 8-65】。

以上のとおり、本学では研究倫理、研究活動の不正防止に関する取組として、各種規程及び学内審査機関を適切に整備している。学生及び教職員に対しては、規程等について周知を行うとともに、教員・大学院生を主な対象として、毎年度「研究倫理・コンプライアンス研修」を行う等、研究倫理を遵守するために必要な取組を行っている。

点検・評価項目 6：教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点①：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点②：点検・評価結果に基づく改善・向上

<適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価>

本学では、「自己点検・評価規程」及び「自己点検・評価規程細則」に基づき、全学評価委員会のもと、基本問題評価委員会が教育研究等環境の適切性の検証を行っている【資料 7-115（ウェブ）、7-116（ウェブ）】。

各部局は、「自己点検・評価実施要領」に基づき、「自己点検・評価シート」に記載されている「大学基準 8. 教育研究等環境」の点検・評価項目に沿って、個別に自己点検・評価を行っている【資料 7-117、7-118】。基本問題評価委員会は、各部局の自己点検・評価の内容を検証して、「自己点検・評価報告書」を作成し、全学評価委員会は、全学的観点から報告書の内容の検証を行い、当該検証

結果に基づいて、内部質保証委員会が改善方針の提言を行っている【資料 7-119、7-120】。提言を受けた全学評価委員会は、基本問題評価委員会に「助言・指摘」、「改善指示」を行い、基本問題評価委員会は、各部局を支援しながら改善・向上に取り組んでいる。改善・向上の結果は、全学評価委員会を経て、内部質保証委員会に報告され、管理されている【資料 7-105】。

<点検・評価結果に基づく改善・向上>

教育研究等環境に関する自己点検・評価結果に基づき、近年、改善・向上に取り組んだ事例として、大学院生のコンプライアンス教育及び研究倫理教育の改善が挙げられる。

本学では、2019年度まで、大学院生に対するコンプライアンス教育及び研究倫理教育として、教員等と同様の講演会形式のコンプライアンス研修及び映像視聴の機会を個別で設けていた。しかしながら、2020年度自己点検・評価の結果、大学院生の研修受講率が高くないという課題が見つかり、このような自己点検・評価結果に基づき、内部質保証委員会から受講率向上に向けた取組を実施することが望まれるとの提言が出された【資料 7-120】。提言を受けて、全学評価委員会が、基本問題評価委員会を通して、部局に「助言・指摘」を行い、教育・研究推進機構が中心となって対応策を検討し、大学院入学説明会時に研修を実施するように改善した【資料 7-105】。改善後、大学院生の研修受講率は飛躍的に向上し、本学における研究倫理の醸成につながっている。

2. 長所・特色

本学では、「キャンパスグランドデザイン」及び「教育研究等環境整備の方針」に基づき、老朽化や機能更新を必要とする建物の建替え及び新たな教育環境に対応した施設整備に取り組んでいる。「キャンパスグランドデザイン」は、大学の財政状況や社会環境等に鑑み、適宜見直しも行っている。

本学の長所は、学生の学修及び教員の教育研究活動の促進を常に意識して、環境整備に取り組んでいることである。2017年4月に開館した新図書館においては、十分な蔵書数を確保し、高層部分（4～6階）と低層部分（1～3階）でゾーニングを行う等、学生の学修効果を最大化するための工夫を図っている。運営面においても、司書資格を有する専門職員を19名（専任：2名、業務委託職員：17名）配置しており、高い水準を維持している。2019年度には日本図書館協会建築賞を受賞しており、本学の図書館は客観的にも高い評価を得ていると言える。また、学内ネットワークシステム「SAINS」においては、利用増加に合わせて設置パソコンを増設しており、キャンパス内の広範囲に無線LANを整備して、学生・教職員が個人情報端末を気軽に接続できるようにする等、ネットワーク環境や情報通信技術等機器の面から、学修や教育研究活動をサポートしている。

3. 問題点

特になし。

4. 全体のまとめ

学生の学修や教員による教育研究活動に関しての環境や条件の整備については、建学の精神及び使命を踏まえて、「キャンパスグランドデザイン」及び「教育研究等環境整備の方針」を定め、学生及び教職員並びに社会一般に対して、周知・公表している。

本学では、これらの方針に基づき、必要な校地及び校舎、施設設備の整備を行っている。具体的に

は、無線 LAN やパソコン等の機器・備品の整備、図書館、言語教育センター棟、3号館等における学生の自主的な学修を促進するための環境づくり、各施設・設備等の適切な維持・管理を行っている。教育研究活動を支える学術情報の基盤である図書館は、ゾーニングを行う等、利用者が快適な環境下で、それぞれの目的に合わせて、学修や教育研究活動に打ち込めるように設計されている。必要な学術情報資料の整備や、国立情報学研究所の NACSIS-CAT 及び NACSIS-ILL への参加、蔵書検索システム OPAC の整備、司書資格保有職員の配置等も行っており、学生及び教員が学修、教育研究活動を十分に展開できるように支援している。教育研究活動を支援する環境や条件としては、「西南学院大学の研究に関する基本方針」及び各規程に基づき、個人研究費をはじめとする研究費支給制度を整えており、科学研究費申請書の添削支援、必要な研究室及び研究時間の確保、アシスタント体制の整備等を通して、教員が教育研究活動に円滑に取り組めるようにしている。また、情報倫理テストの実施や、研究活動の不正防止のための各種規程・学内審査機関の整備、研究倫理・コンプライアンス研修の実施等によって、情報倫理及び研究倫理の確立にも力を入れている。

なお、教育研究等環境の適切性については、責任主体・組織、権限、手続等を明確に定めて、検証プロセスを適切に機能させており、実際に改善につなげている。

以上のことから、教育研究等環境については、大学基準に照らして良好な状態にあり、概ね適切であると言える。

第5章 (基準9) 社会連携・社会貢献

1. 現状説明

点検・評価項目1：大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

評価の視点①：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示

<大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示>

本学は、2014年度に建学の精神及び使命を踏まえた「西南学院ビジョン」を策定し、5つのビジョンのひとつに「地域貢献（進化する福岡とともに歩む学院としての自覚と協働）」を掲げている【資料1-17（ウェブ）】。また、「西南学院ビジョン」及び大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえ、「社会連携・社会貢献の方針」を定めており、その詳細は大学ホームページに掲載のとおりである【資料9-1（ウェブ）】。

「社会連携・社会貢献の方針」は、社会連携・社会貢献を教育や研究とならぶ大学の重要な使命との考えにより定め、大学として行う社会連携・社会貢献の種類等を示した内容となっている。

また、「社会連携・社会貢献の方針」は、大学ホームページに掲載しており、学内外に広く公開している【資料9-1（ウェブ）】。

以上のとおり、本学の社会連携・社会貢献については、「西南学院ビジョン」及び大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえて、「社会連携・社会貢献の方針」を明確に定め、大学ホームページで適切に公表している。

点検・評価項目2：社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取組を実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

評価の視点①：学外組織との適切な連携体制

評価の視点②：社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進

評価の視点③：地域交流、国際交流事業への参加

本学では、「社会連携・社会貢献の方針」に基づき、地域社会との協働、国際交流都市福岡への貢献、地域に開かれ貢献する空間づくりを目指し、学外機関と連携体制を構築し、地域社会のニーズに応じた社会連携・社会貢献に関する取組を実施するとともに、教育研究の成果を広く社会に還元している。

社会連携・社会貢献に関する学内の実施体制として、生涯学習や産官学交流等に関する取組は、西南コミュニティーセンター長、教務部長、図書館長、学術研究所長、キャリアセンター長、大学事務長、総合企画部長、社会連携課長を構成とした西南コミュニティーセンター運営委員会において審議しており、所管部署として社会連携課を置いている【資料9-2】。また、ボランティア活動を通じた社会連携・社会貢献に関する取組は、ボランティアセンターが所管している。ボランティアセンターは、ボランティアセンター長、宗教部長、学生部長、人間科学部社会福祉学科より選出さ

れた教員、大学事務長、キリスト教活動支援課長を構成員としたボランティアセンター運営委員会の下で運営しており、ボランティアセンター運営委員会では、外部等のボランティア活動団体との連携、大規模災害等の被災地に対する緊急支援等、ボランティア活動に関する取組について審議している【資料 9-3】。

<学外組織との適切な連携体制>

学外組織との適切な連携体制を構築するために、各種団体と目的や連携・協力事項を示した協定書等を締結し、協定書に沿った活動を展開している。

行政との連携については、市民と大学との交流促進や子育て支援等を目的として、福岡市、糸島市、佐世保市、志免町、筑後市と協定を締結している【資料 9-4～9-8】。

2018 年度には、福岡都市圏に位置する本学を含めた 15 大学、福岡市、福岡商工会議所、一般社団法人福岡中小企業経営者協会が、福岡市の高等教育の振興と地域社会の活性化に寄与することを目的として、包括的連携協定を締結した【資料 9-9】。また、福岡西部地区に位置する本学を含めた 5 大学が、教育・研究・地域との交流等について、情報共有、連絡協議、連携活動等を行い、地域への貢献及び 5 大学の発展に寄与することを目的として、2006 年に「西部地区五大学連携懇話会」を設置した。また、2010 年度に「五大学間の単位互換に関する覚書」を取り交わし、単位互換科目・共同開講授業科目を設定している【資料 9-10（ウェブ）、9-11】。その他、大学間連携として、東北学院大学、成蹊大学、國學院大學、東京外国語大学と両大学の発展を目指し、協定を締結し、各種活動を展開している【資料 9-12（ウェブ）～9-15（ウェブ）】。

2020 年度には、福岡市、福岡市社会福祉協議会と「福岡市災害ボランティアセンター設置に関する協定」を締結し、協定書に基づき、2021 年度、福岡市地域防災課や福岡市社会福祉協議会等と共同で、「災害ボランティアセンター設置・運営訓練」を実施した【資料 9-16、9-17】。協定書においては、本学の役割として、災害発生時に災害ボランティアセンターの設置場所を提供すること、また、学生のうち、希望者が学業に支障のない範囲で災害ボランティアセンターの運営に協力することが定められている【資料 9-16】。今後も、このように社会的要請に応じ、災害時の連携を視野に入れた地域連携を推進していく。

2021 年度には、外国人留学生の国内就職・定着を促進することを目的として、福岡中央公共職業安定所と協定を締結した。これは、外国人留学生の就職支援のための協定として九州地区で初めての事例となった。協定書においては、本学の役割として、福岡中央公共職業安定所が提供する外国人留学生向けの各種就職支援講座やインターンシップ等に関する情報を提供すること等が定められている【資料 9-18】。さらに、2021 年度、一般財団法人日本国際飢餓対策機構と、安定的な協力関係を構築し、広範な分野で連携・協力すること、地域及び国際社会に貢献する学生、人材を育成することを目的とした包括的連携協定の締結に向けて準備を進めた【資料 7-24】。

<社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進>

本学では、「社会連携・社会貢献の方針」に基づき、社会連携・社会貢献に関する活動として以下の取組を実施している。

○西南コミュニティーカレッジ

本学では、地域社会とのコミュニケーションを活性化させ、大学が持つ知的資源や多くの施設・設備を提供することにより、社会貢献を行い、地域から愛される大学を目指し、あらゆる世代の「学びの場」として、公開講座「西南コミュニティーカレッジ」を開講し、大学が生み出す知的資源を広く社会に還元している。講座の種類を大別すると、学部及び学内の部局等が提供する「学部等提供講座」、社会人が再び教育の場で最新の知識や技術を習得し、仕事や社会活動に活用してもらうことを目的とした「リカレント講座」、本学の建学の精神に関わるキリスト教から、哲学・心理、語学・文学、歴史・文化・芸術、政治・経済・社会、自然・科学、健康・福祉と幅広いジャンルで提供する「教養講座」、自治体等と連携して提供する「連携講座」の4種類があり、2021年度は23講座を開講した【資料9-19～9-22】。

○産学連携プロジェクト

産学連携プロジェクトとして、学生の実践的な課題解決能力を養成するため、企業と連携した課題解決型学習(PBL)の講座を実施している。2021年度は、日本航空株式会社、株式会社福岡銀行、株式会社西日本シティ銀行、西部ガス株式会社、株式会社JTB、リコージャパン株式会社の6社と連携して、各企業と連携講座を実施した【資料9-23～9-28】。

その他、2019年度にRKB毎日放送株式会社と包括的連携に関する協定を締結し、その中心的な取組として、毎年、朗読コンクール「RKBお話アカデミー」を実施している【資料9-29、9-30】。コンクールは、小学生を対象として実施され、毎年、300人以上の小学生が参加している。また、本学にて、「お話アカデミー朗読会」を開催し、コンクールでグランプリに選ばれた小学生がアナウンサーと共演し、童話や詩、エッセイ等、幅広いジャンルの朗読をステージから観客に届けている。「RKBお話アカデミー」には、本学の学生もボランティアスタッフとして参加している【資料9-31】。2021年度は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響により、朗読会はオンラインで無料配信された【資料9-30】。

○福岡未来創造プラットフォーム

2018年に福岡都市圏に位置する15大学、福岡市、福岡商工会議所、一般社団法人福岡中小企業経営者協会が既存の組織・領域・分野を越えて、より一層、連携を促進することにより、福岡市の高等教育の振興と地域社会の活性化に寄与することを目的として包括的連携協定を締結した【資料9-9】。具体的な取組事業には、①多様な地域からの学生集積、②福岡の未来を担う人材の育成、③若者の地元就職・定着、④多様な人びとの学びと活躍の機会の提供、⑤福岡都市圏の大学・自治体・産業界の垣根を越えた交流の促進がある。

2019年度から具体的な取組が始まり、「学生募集作業部会」、「地域人材育成作業部会」、「地元就職・定着作業部会」、「生涯学習作業部会」、「大学・自治体・産業界交流作業部会」が立ち上がった。本学は、「生涯学習ワーキンググループ」の幹事校を務め、多様な人びとへの生涯学習・リカレント教育、小中高への学校教育支援、大学の生涯学習情報発信事業・実証実験事業を行った【資料9-32】。また、「地域人材育成ワーキンググループ」へ参画し、大学生のキャリア形成を支援する講座の検討を行っており、教育研究成果の社会への還元に向けて取り組んでいる【資料9-33～9-37】。

○教育支援プログラム

本制度は、教育・研究推進機構において、2017年度から開始した、学部・学科独自の特色ある教育活動や、学生団体による活動を推進する学内プログラムである。この取組には、学外組織と連携するものや地域交流、国際交流を行うものが含まれている。2021年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響により、学生が海外へ渡航する国際的な取組の実施は叶わなかったが、地域社会との連携や交流を行う取組を実施した【資料 7-25 (ウェブ)、9-38】。これらは、社会で生じている問題を学外者と一緒に考えることで、大学の学知を地域社会に還元できることに加え、学生自身も実際の現場で学修することができるプログラムとなっている【資料 7-25(ウェブ)～7-29、9-38】。例えば、2021年度、学生が入国管理や難民の問題について、講義の受講や入国管理センターへの訪問等を通して学び、そこで得た知識をもとに、一般市民も参加対象とした講演会を実施する等の活動を支援した【資料 9-39 (ウェブ)、9-40 (ウェブ)】。

○各種団体への講師派遣

大学が生み出す知識等を社会に還元する取組として、以下のとおり、各種団体からの要望に応じて、講師派遣や出張公開講演会を実施している。

(1) パートナーシッププログラム

社会に開かれ、社会と共に発展する大学を目指し、教育研究活動を通じた社会への貢献を推進する活動として、官公庁や経済団体、民間企業をはじめとする各種団体からの講師派遣や各種審議会への委員派遣等の依頼に基づき、社会連携課が窓口となり、組織的に対応している【資料 9-41 (ウェブ)】。

(2) 神学部主催の出張公開講演会

全国の教会からの要請に基づき、神学部主催の出張公開講演会を年に2回実施している。これはいわゆる「出前講座」として、全て大学からの支出でその費用を賄っており、その事務手続をキリスト教活動支援課が担っている【資料 9-42】。

○ボランティアセンター

本学では、2012年度にボランティアセンターを設立し、福岡県、福岡市及びNPO・NGO団体等と連携し、研修会や講座等の実施を通して学生のボランティアマインドを涵養している【資料 9-3】。本学のボランティア活動は、建学の精神の具現化並びに大学の社会貢献に係る1つの柱となっており、ボランティアセンターの設立以降、災害、国際協力、教育、福祉、環境等に関する多種多様なボランティア活動を展開してきた。2021年度は、1,007人の学生がボランティアセンターに登録しており、多くの学生がボランティア活動に参加している【資料 9-43、9-44 (非公開)】。その事例として、福岡市の学校からの要望に応じて、学生が授業や学校行事、クラブ活動を支援する「学生サポーター」や地域の小学生を対象とした公民館での学習支援ボランティア等に学生を派遣している【資料 9-45～9-47】。

○西南子どもプラザ

福岡市との協力協定に基づき、2007年度に「子育て支援」を具現化することを目的として、「西南子どもプラザ」を開設した。同プラザには、遊び場、授乳と食事の場所等があり、子どもと保護

者同士の交流の場として開放している【資料 9-48 (ウェブ)】。

また、保健師による育児相談、子育てに関する情報提供、子育てミニ講座等を行っている【資料 9-48 (ウェブ)、9-49】。このほか、西南学院大学 OB・OG 教員や、早良区在住で本学主催の養成講座の受講生から本学学生まで、幅広い年代がボランティアとして活動に参加している。2021 年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により開催できなかったが、通常は、近年の福岡市在住の外国人増加に伴う対応として、「International Day」(外国人乳幼児親子への対応)等も開催している【資料 9-48 (ウェブ)】。

<地域交流、国際交流事業への参加>

本学は、社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、地域交流、国際交流事業への参加として、以下の取組を行っている。

○地域交流事業への参加

(1) 糸島市との連携事業

本学と糸島市との連携事業の一環として、糸島市の中学生を対象に、大学で学ぶことへの憧れや志を育み、中学生の英語教育の充実を図るために、「Itoshima Teens' English Camp at Seinan 2021」を開催した【資料 9-50、9-51 (ウェブ)】。

2021 年度のテーマは、「サステイナブルな糸島を発信しよう Promoting a Sustainable Itoshima」で、糸島という身近な地域における SDGs について英語で学び、英語でのプレゼンテーションを実施することにより、グローバルな視点と表現を学ぶことをねらいとして実施した。各チームには、アシスタントとして本学学生が参加し、また、元留学生別科生もオンラインで参加した【資料 9-51 (ウェブ)】。

(2) 学生サポーターによる地域の学校との交流

上述のとおり、2004 年度から、福岡市教育委員会と連携し、本学の学生が学生サポーターとして福岡市内の学校で毎年活動している【資料 9-45】。学生サポーターは、福岡市の学校からの要望に応じて、授業や学校行事、クラブ活動を支援している。本取組へは、教職課程履修者以外の学生の参加も認めており、学生サポーターとして幅広い学生が活動に参加している。2021 年度は、38 校へ 54 名の学生が参加した【資料 9-46 (非公開)】。

(3) 重度心身障害児者施設「久山療育園」でのボランティア

福岡市に隣接する糟屋郡にある久山療育園は、本学と同じ日本バプテスト連盟の関連施設で、重度の知的・身体障害を重複する障がい者に対して、医療・看護・機能訓練・保育等が行われている【資料 7-23】。本学とは 2012 年度から定期的な交流が続いており、毎年、運動会ボランティアや開園祭ボランティアに学生が参加しているが、2021 年度は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響により、対面での交流は控え、オンラインでの交流会を実施した【資料 7-23】。

○国際交流事業への参加

国際交流事業については、毎年、フィリピンやネパール、カンボジア等で海外ボランティアを行っている。

(1) 海外ボランティア・ワークキャンプ（フィリピン）

2003年度から一般財団法人日本国際飢餓対策機構と連携し、フィリピンでワークキャンプを実施している。本取組は、現地民との交流や貧困地域での活動を通して、ボランティアマインドを育成することを目的としており、学生が国際的な社会問題について直接学び、課題解決のために考え、実行する機会となっている【資料 7-23、9-52】。2021年度は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響により、中止とした。

(2) ベイラー大学（アメリカ）との交流ボランティア

協定校であるベイラー大学と 2018 年度から交流ボランティアを開始した。本取組には、両大学から学生及び教職員が参加し、両国の文化の違いや様々な社会問題について考える契機となった。今後も定期的に日米双方での交流ボランティアの実施を予定している。

2021年度は、ベイラー大学における授業に、本学の学生がボランティアとしてオンラインで参加し、それぞれの国の戦争体験者にインタビューするプロジェクト等を行った【資料 7-23、9-53】。

以上のとおり、本学では、「社会連携・社会貢献の方針」及び各種規程に基づき、学外組織と連携体制を構築し、各種取組を通して社会的要請に応じ、教育研究成果を適切に社会に還元している。

点検・評価項目 3：社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点①：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点②：点検・評価結果に基づく改善・向上

<適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価>

本学では、「自己点検・評価規程」及び「自己点検・評価規程細則」に基づき、全学評価委員会のもと、基本問題評価委員会が、社会連携・社会貢献の適切性の検証を行っている【資料 7-115（ウェブ）、7-116（ウェブ）】。

各部局は、「自己点検・評価実施要領」に基づき、「自己点検・評価シート」に記載されている「大学基準 9. 社会貢献・社会連携」の点検・評価項目に沿って、個別に自己点検・評価を行っている【資料 7-117、7-118】。基本問題評価委員会は、各部局の自己点検・評価の内容を検証して、「自己点検・評価報告書」を作成し、全学評価委員会は、全学的観点から報告書の内容の検証を行い、当該検証結果に基づいて、内部質保証委員会が改善方針の提言を行っている【資料 7-119、7-120】。提言を受けた全学評価委員会は、基本問題評価委員会に「助言・指摘」、「改善指示」を行い、基本問題評価委員会は、各部局を支援しながら改善・向上に取り組んでいる。改善・向上の結果は、全学評価委員会を経て、内部質保証委員会に報告され、管理されている【資料 7-105】。

<点検・評価結果に基づく改善・向上>

社会連携・社会貢献に関する自己点検・評価に基づき、近年、改善・向上に取り組んだ事例として、災害時における地域との連携体制の強化が挙げられる。

2020年度の自己点検・評価における内部質保証委員会の提言においては、社会連携・社会貢献の取組に関する「助言・指摘」、「改善指示」はなかったが、各部局は自己点検・評価に基づき自律的

な改善を図っている。その事例として、総務課では、2020年度の自己点検・評価において、「社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取組を実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。」について、地域の学校や企業等との情報交換会等の枠組みを利用しながら、災害時の連携体制等について情報交換を行っているものの、発展的な取組には至っていないとの課題を認識し、過去に早良区と合同で実施した本学体育館での避難訓練等の枠組みを参考に、地域と連携した避難訓練等を通じて地域連携を推進していくこととした【資料7-118】。その後、総務課とボランティアセンターが連携して災害発生時の地域との連携体制について協議した結果、上述のとおり、2020年度、福岡市、福岡市社会福祉協議会との「福岡市災害ボランティアセンター設置に関する協定」の締結に至った【資料9-16】。また、2021年度、協定書に基づき、本学において福岡市地域防災課や福岡市社会福祉協議会等と共同で、「災害ボランティアセンター設置・運営訓練」を実施し、災害時における相互支援体制の強化を図ることができた【資料9-17】。

2. 長所・特色

本学の社会連携・社会貢献に関する長所・特色は、大きく2つある。

1つ目は、本学のボランティア活動が、建学の精神の具現化並びに大学の社会貢献に大きく寄与している点である。本学ではボランティアセンターが主体的にボランティア活動の支援・促進を行っている。併せて、多くの自治体やNPO・NGO団体等と連携することで多種多様なボランティアを展開している。多種多様なボランティアを揃えることで、学生は自らの興味に応じて各種活動に参加することができ、実際に多くの学生がボランティア活動に参加している。本学のボランティア活動は、学生にとってキリスト教の人間観や思いやり、人に寄り添うボランティアマインドを実践的に育成する場となっている。

2つ目は、福岡未来創造プラットフォームへの参画である。福岡未来創造プラットフォームは、地方都市に位置する大学にとって産官学連携のロールモデルとなる先進的な取組である。2019年度からは具体的な連携事業も始まっており、本学も幹事校（全5校）の1校として福岡未来創造プラットフォームに積極的に関与することで、「社会連携・社会貢献の方針」を具現化している。

3. 問題点

特になし。

4. 全体のまとめ

本学では、「社会連携・社会貢献の方針」及び「西南学院ビジョン」に掲げた「地域貢献」に基づき、学外組織との適切な連携体制を構築するとともに、社会連携事業、ボランティア活動、地域交流・国際交流活動等に取り組んできた。

生涯学習の機会提供として「西南コミュニティーカレッジ」を開講し、また、産官学連携として、福岡未来創造プラットフォームへの参画等、社会連携に関する先進的な取組を積極的に実行し、本学の知的資源を地域社会へ還元している。

長所・特色にあげたボランティア活動においては、多種多様なボランティアをラインナップすることで多くの学生がボランティア活動に参加しており、地域社会に貢献するとともに学生が成長する場

となっている。

社会連携・社会貢献の適切性に関する検証では、点検・評価の体制、手続等を明確に定めて、検証プロセスを適切に機能させており、社会連携・社会貢献に関する取組の改善を図っている。

以上のことから、本学の社会連携・社会貢献については、大学基準に照らして良好な状態にあり、概ね適切であると言える。